

福祉社会学会第2回大会 報告予稿集

2004年6月26日(土)・27日(日)

東京大学・本郷キャンパス

目次

開催要綱	3
タイムテーブル	4
シンポジウム要旨	6
自由報告報告要旨	7
会場へのアクセス	10
予稿	11
シンポジウム	12
第1部会	19
第2部会	31
第3部会	41
第4部会	50

福祉社会学会第2回大会プログラム

日程	2004年6月26日(土)・27日(日)
会場	東京大学・本郷キャンパス
参加費	前納3,000円・当日3,500円
懇親会費	一般4,000円・大学院生3,000円

第1日目 6月26日(土)

10:00～12:00	理事会	【法文1号館115教室】
12:30	受付開始	
13:30～16:50	自由報告 第1部会【法文1号館215教室】・第2部会【法文1号館315教室】 13:30～14:10: 第1報告 14:50～15:30: 第3報告 第5報告: 16:10～16:50 14:10～14:50: 第2報告 15:30～16:10: 第4報告	
17:00～17:50	総会	【法文2号館1番大教室】
18:00～	懇親会	【生協第2食堂(8ページ参照)】

第2日目 6月27日(日)

09:30～12:10	自由報告 第3部会【法文1号館215教室】・第4部会【法文1号館315教室】 09:30～10:10: 第1報告 10:50～11:30: 第3報告 10:10～10:50: 第2報告 11:30～12:10: 第4報告	
13:30～17:00	シンポジウム 福祉社会の可能性—福祉NPOの社会的理解	【法文2号館1番大教室】

事務局からのお願い・お知らせ

- ・ 本プログラムに変更が生じた場合は、学会公式サイト(<http://www.wl.u-tokyo.ac.jp/~ws>)でお知らせしますので、適宜チェックをお願いします。
- ・ 当日配布資料については各報告者をご用意下さい。

会議室予定

会議名	26日午前	26日昼休み	27日昼休み
理事会	115 教室		
研究委員会		116 教室	
編集委員会		117 教室	
シンポジウム打ち合わせ			116 教室

第1日目 6月26日(土)

13:30~16:50 自由報告

<第1部会>【法文1号館215教室】

司会: 西下章俊(東京経済大学)

1. 「世話焼き」という対人援助規範—共依存的援助関係と自立生活の介助関係
新井智浩(慶應義塾大学)
2. 配偶者間介護における介護役割受け入れのプロセスの比較検討—グラウンデッド・セオリー・アプローチ
林葉子(お茶の水女子大学)
3. 高齢夫婦のセパレーションを伴う入所プロセスに関する日本—スウェーデン比較分析
○新田雅子(札幌学院大学) Anbäcken, Els-Marie(Linköping University)
4. 痴呆を抱える者とのコミュニケーションにおける疾患としての痴呆理解の問題
井口高志(日本学術振興会)
5. 子ども虐待発生メカニズムの社会階層的視座—事件が発生した生活困難層の実証研究
谷口由希子(日本福祉大学)

<第2部会>【法文1号館315教室】

司会: 河野真(兵庫大学)

1. OECD諸国における年金制度改革の方向と類型—収斂か多様性の維持か?
鎮目真人(同志社女子大)
2. 英国における社会的企業の組織論的分析
○藤井敦史(東北大学)・清水洋行(東京学芸大学)
3. 英国における社会的企業の展開とボランティア・セクターの変容
○清水洋行(東京学芸大学)・藤井敦史(東北大学)
4. 「生産的福祉」と「参与福祉」—韓国的経験から読む福祉国家再編の論理
金成垣(キム・ソンウォン)(東京大学)
5. 「高齢社会」における「福祉」問題と「余暇」問題—韓国の高齢化と「新有閑階級」を手がかりに
李百鎬(イ・ベクホ)(東京大学)

17:00~17:50 総会

【法文2号館1番大教室】

18:00~ 懇親会

【生協第2食堂】

第2日目 6月27日(日)

09:30~12:10 自由報告

<第3部会>【法文1号館215教室】

司会：松原一郎（関西大学）

1. 岡村「福祉コミュニティ」論の内在的課題

平川毅彦（富山大学）

2. 社会的排除と包摂に関する社会意識—社会福祉政策に向けての人びとの価値基盤について

小坂啓史（愛知学泉大学）

3. 身体的不自由性にある高齢者の「主体の再構築」像—媒介としての物的環境の射程

猪熊ひろか（東京大学）

4. ヘルスケアの産業モデルの社会理論的視座

稲垣伸子（中京大学）

<第4部会>【法文1号館315教室】

司会：高野和良（山口県立大学）

1. 近年の生活保護受給者増加傾向に関する比較分析—世帯類型の時系列的変化に着目して

小淵高志（明星大学）

2. 生活保護と三つの「社会福祉」—自立支援、予防、地域への参加・統合

菊地英明（国立社会保障・人口問題研究所）

3. 介護保険導入によって変わる介護手当の実態調査研究—地方単独事業介護手当の変遷より

菊地いづみ（お茶の水女子大学）

4. 支援費制度の「財源問題」—サービス利用過程モデルにおける必要と割当の調整メカニズム

岡部耕典（東京都立大学）

13:30~17:00 シンポジウム

【法文2号館1番大教室】

「福祉社会の可能性 - 福祉NPOの社会的理解」

司会者：松村直道（茨城大学）・藤村正之（上智大学）

討論者：杉岡直人（北星学園大学）・山岡義典（法政大学）

1. 福祉NPOの展開と福祉社会学の研究課題—『介護系NPOの最前線』調査の結果から

安立清史（九州大学）

2. 福祉NPOの組織特性とその方向性—住民参加型在宅福祉サービス団体調査から

宮垣元（甲南大学）

3. 行政役割の変化とNPOのジレンマ—日米の社会福祉領域におけるNPOの比較から

須田木綿子（東洋大学）

シンポジウム 「福祉社会の可能性 - 福祉NPOの社会的理解」

司会者：松村直道（茨城大学）・藤村正之（上智大学）

1．福祉NPOの展開と福祉社会学の研究課題—『介護系NPOの最前線』調査の結果から

安立清史（九州大学）

福祉NPOとは何か、福祉NPOの研究課題は何かを、2001-2002年にかけて行った「介護系NPOの全国調査」および「介護系NPOの最前線」調査の結果を踏まえて考察する。福祉NPOの特徴は「福祉社会運動と市民福祉事業体の複合」であり、社会運動論および福祉組織論の両面からのアプローチが必要である。またアメリカのNPO研究の動向についても触れて、福祉社会学としてのNPO研究の方向性についても述べる。

4．2．福祉NPOの組織特性とその方向性—住民参加型在宅福祉サービス団体調査から

宮垣元（甲南大学）

福祉NPOに対する社会的な考察という課題に対し、その歴史と規模を整理し「福祉NPO」の範囲を特定することから始めたい。その上で、1998～2001年に報告者が行った調査などから、利用者・提供者間に生じる情報の非対称・不確実性の問題と、それに対する組織構造の特性という観点から福祉NPOの意義について若干の問題提起を行う。また、介護保険後の動向を踏まえ、福祉NPOが抱える課題についても検討したい。

3．行政役割の変化とNPOのジレンマ—日米の社会福祉領域におけるNPOの比較から

須田木綿子（東洋大学）

近年の「行政役割の変化」とともに新しい時代の担い手として市民の役割が注目されており、市民の組織化された活動としてNPOにも多くの期待がよせられている。しかし社会福祉領域では、このような公私関係の新しい局面が、対人サービスを提供するNPOのジレンマを深めてもいる。本論では、日米の社会福祉領域で活動するNPO(501(C)(3)団体と社会福祉法人およびNPO法人)の比較を通じて、日本のNPOの現状と課題を検討する。

自由報告 報告要旨

<第1部会> 【法文1号館215教室】

1. 「世話焼き」という対人援助規範—共依存的援助関係と自立生活の介助関係

新井智浩（慶應義塾大学）

近年、対人援助従事者のなかから援助関係における共依存が問題として提起されている。社会学でも共依存は考察の対象となってきたと同時に、対人援助という関係性自体が持つ困難さもまた社会学にとって十分に検討に値するテーマである。そこで、対人援助における関係性の困難さを「共依存」というアイデアを手がかりとして考えることはできないだろうか。本報告ではそういうことを試みることにしたい。

2. 配偶者間介護における介護役割受け入れのプロセスの比較検討—グラウンデッド・セオリー・アプローチ

林葉子（お茶の水女子大学）

高齢者の世帯構成の動向と配偶者介護者の傾向をみると今後配偶者間の介護が増加するものと予想される。本研究は、配偶者である介護者が介護役割をどのように受け入れていくかというプロセスを夫、妻介護者に関してそれぞれ実証的に解明し、比較も検討する。すなわち、配偶者を介護する者の介護役割に対する解釈や意味付与のプロセスを検討することを目的とする。分析方法としてグラウンデッド・セオリー・アプローチを選択した。

3. 高齢夫婦のセパレーションを伴う入所プロセスに関する日本-スウェーデン比較分析

○新田雅子（札幌学院大学）・Anbäcken, Els-Marie（Linköping University）

高齢者介護をプロセスとして捉える時、最も複雑で困難な経験の一つである夫婦のセパレーションをとまなう施設入所という局面に関して、スウェーデンと日本における面接調査に基づく比較分析を行った。対象は全11ケースである。施設入所プロセスにおける夫婦の関係性の变化およびその安定化のための当事者の「戦略」と、高齢者ケアシステムとの相互関連性を、質的な比較分析を通して考察する。

4. 痴呆を抱える者とのコミュニケーションにおける疾患としての痴呆理解の問題

井口高志（日本学術振興会）

本報告の目的は、痴呆を抱えた人を理解する様式である疾患としての痴呆理解について、社会学的な行為論の視点から、その効果と否定面を明らかにすることを通じ、介護者が痴呆を抱える者とコミュニケーションを継続していく試みの特質を明らかにすることである。考察には、痴呆を抱える家族の介護者同士の共同体における問題経験の表明、それをめぐる参加者のやり取りをデータとして用いる。

5. 子ども虐待発生メカニズムの社会階層的視座—事件が発生した生活困難層の実証研究

谷口由希子（日本福祉大学）

本報告は、事件が発生した家族の事例研究をもとに子ども虐待メカニズムと社会階層の関連性を指摘する。ブルデューの資本概念を参考に生活困難層という新たな階層概念を提示し、総資本量と子育てに対するモチベーションの差異を軸に2事例を分析した。その結果、生活困難層では社会的排除の結果として、不平等の再生産、意思の剥奪、象徴的暴力のであるしつけの構図が明らかになった。

<第2部会> 【法文1号館315教室】

1. OECD諸国における年金制度改革の方向と類型—収斂か多様性の維持か？

鎮目真人（同志社女子大）

1. 近年のOECD諸国における公的年金制度の変化を年金支出対GDP比、擬似所得代替率（高齢者向け現金給付/65歳以上高齢者人口）/（GDP/総人口）、年金脱商品化指標などの諸指標を用いて捉える。
2. 公的年金制度の変化について、制度変化に関するホール（Hall）の3類型を拡張した類型論を基に分析する。

2. 英国における社会的企業の組織論的分析

○藤井敦史(東北大学)・清水洋行(東京学芸大学)

ブレア政権下の英国において、積極的なパートナーシップ政策のもとで、産業貿易省(DTI)などが社会的企業(Social Enterprise)の積極的な促進策を打ち出している。本報告では、2004年3月に実施した共同調査にもとづき、英国の社会的企業における組織構成、財政構造、統治構造とともに、社会的起業家が社会サービスのイノベーションにおいて果たす役割等について、その実態を明らかにしていく。

3. 英国における社会的企業の展開とボランティア・セクターの変容

○清水洋行(東京学芸大学)藤井敦史(東北大学)

英国では、政府やボランティア団体の領域とされてきた公共サービスの提供について、社会的企業(Social Enterprise)という小規模な企業体が展開している。この展開は、1997年以降のブレア政権下における、サービス提供団体としてのボランティア・セクターの重視を背景に注視されるようになったが、個々の団体の系譜や経緯は多岐的であり、ボランティア・セクターの再編を巻き込んだ動きを見せている。

4. 「生産的福祉」と「参与福祉」—韓国的経験から読む福祉国家再編の論理

金成垣(キム・ソンウォン)(東京大学)

本報告の目的は、第1に、「生産的福祉」と「参与福祉」という近年韓国の福祉政策分野に見られる2つの政策構想の考え方を媒介としながら、そこに反映されている韓国的経験を明らかにし、第2に、そのような韓国的経験が、福祉国家再編の重要な論点のひとつである「市場と福祉との関係性」、言い換えれば「一方では、『効率』を重視する「市場経済」と、他方では『社会的公正』を重視する「福祉政策」とをいかに併行するか」という問題に対して示しうる示唆点を考えてみることである。

5. 「高齢社会」における「福祉」問題と「余暇」問題—韓国の高齢化と「新有閑階級」を手がかりに

李百鎬(イ・ベクホ)(東京大学)

本報告は「福祉」と「余暇」問題を絡ませて「高齢社会」を考察したものである。「高齢社会」は産業社会の文脈で様々な問題を抱える社会であるが、韓国社会も超高速の高齢化が進んでおり、その負の部分を産業社会の枠で解決しようとしている。本報告では「余暇社会論」の文化的要因を汲み入れその道義的 reasonable な根拠を探り、「高齢社会」の裾野を広げ、幸福な社会を目指す「希望論」の可能性を考えてみたい。

<第3部会> 【法文1号館215教室】

1. 岡村「福祉コミュニティ」論の内在的課題

平川毅彦(富山大学)

「福祉コミュニティ」という発想が、1974年に発表された岡村重夫の『地域福祉論』(光生館)にその源が存在すること、現在一般に流通している「福祉コミュニティ」の多くがこの出発点を無視ないし曲解していることを指摘するとともに、岡村自身による「福祉コミュニティ」論の内在的課題についての検討・検証によって始めて生産的議論が可能であることを述べる。

2. 社会的排除と包摂に関する社会意識—社会福祉政策に向けての人々の価値基盤について

小坂啓史(愛知学泉大学)

本報告は、「社会的排除」と「包摂」に関する社会意識について、実証的なデータに基づく分析を手がかりに明らかにしていく。その上で、包摂へ向けた政策の可能性について検討していくことを目的とする。結果として包摂に向けた人びとの価値要素は、個人の主体的姿勢と働けない(やむを得ない)状況に関するものといえる。これは「自立」と、現代生活における「リスク」の重視が背後にあると考察しうる。

3. 身体的不自由性にある高齢者の「主体の再構築」像—媒介としての物的環境の射程

猪熊ひろか(東京大学)

本報告は、身体的不自由性にある高齢者が行為の不可能性を補完するために物的環境を利用する例(60歳代

の腰部骨折患者のAさんに対する聞き取り調査)をもとに、「主体の再構築」における新たなあり方—媒介として物的環境を用いた場合—の提示を行うことを目的としている。身体範囲が極度に狭まった場合の当事者の立場から見た物的環境とのかかわりの意味について、他者との関係性を通して考察することを試みる。

4. ヘルスケアの産業モデルの社会理論的視座

稲垣伸子(中京大学)

ヘルスケアの産業モデルとは、介護保険制度において在宅介護サービスを提供する複数企業・組織の集合の態様を意味する。社会化された介護は「福祉」と区別して語られることもあるが、対象となる利用者の要介護性を高齢関与性の障害とみなすと、社会的福祉の問題と切り離すことができないといえる。居宅介護支援事業を核とする組織集合を社会理論で分析することがマーケティングの視座を補完する。

<第4部会> 【法文1号館315教室】

1. 近年の生活保護受給者増加傾向に関する比較分析—世帯類型の時系列的変化に着目して

小淵高志(明星大学)

報告における主な議論は、被保護世帯の全体数の増加と減少のサイクルをそれぞれの世帯類型ごとに比較し、検討することである。その結果、近年の被保護高齢者世帯では、受給期間の長期化が被保護世帯の全体数自体を増加させる大きな要因となっている。なお、その受給期間の長期化には、入院治療の増加が関係している。また、被保護母子世帯においては非移動世帯化が急速に進んでおり、受給期間を長期化させる原因となっている。

2. 生活保護と三つの「社会福祉」—自立支援、予防、地域への参加・統合

菊地英明(国立社会保障・人口問題研究所)

近年、諸外国では「予防」を目的とした社会福祉の普遍化(若年層を対象にした貧困予防の介入)が行われている。この視点は我が国で盲点となっているため、本報告でその原因・過程について解明を試みるものである。それに当たっては、生活保護の周辺「社会福祉」言説の変遷—具体的には「保護受給者の自立支援」→「生活基盤の喪失予防」→「高齢者・障害者の地域への参加・統合」—に注目した。

3. 介護保険導入によって変わる介護手当の実態調査研究—地方単独事業介護手当の変遷より

菊地いづみ(お茶の水女子大学)

介護保険制度の導入によって、地方単独事業として実施されてきた介護手当が廃止に至る経過を、2003年4月から6月にかけて47都道府県の介護手当の担当者宛に実施した調査をもとに明らかにし、その要因が介護の社会化という介護理念の転換と、地方分権の流れとは逆行しつつ創設された国の補助事業による家族介護慰労金であることを検証する。そのうえで、これからの日本の介護手当に求められるべき課題を考える。

4. 支援費制度の「財源問題」—サービス利用過程モデルにおける必要と割当の調整メカニズム

岡部耕典(東京都立大学)

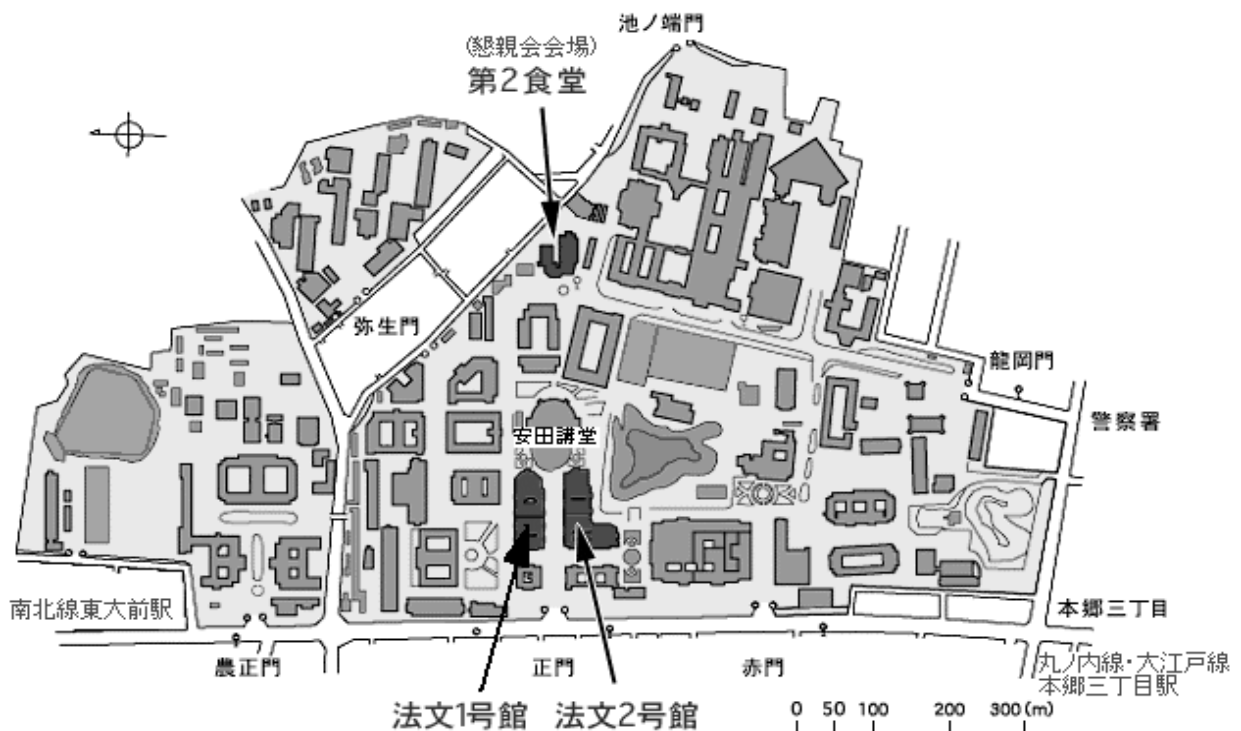
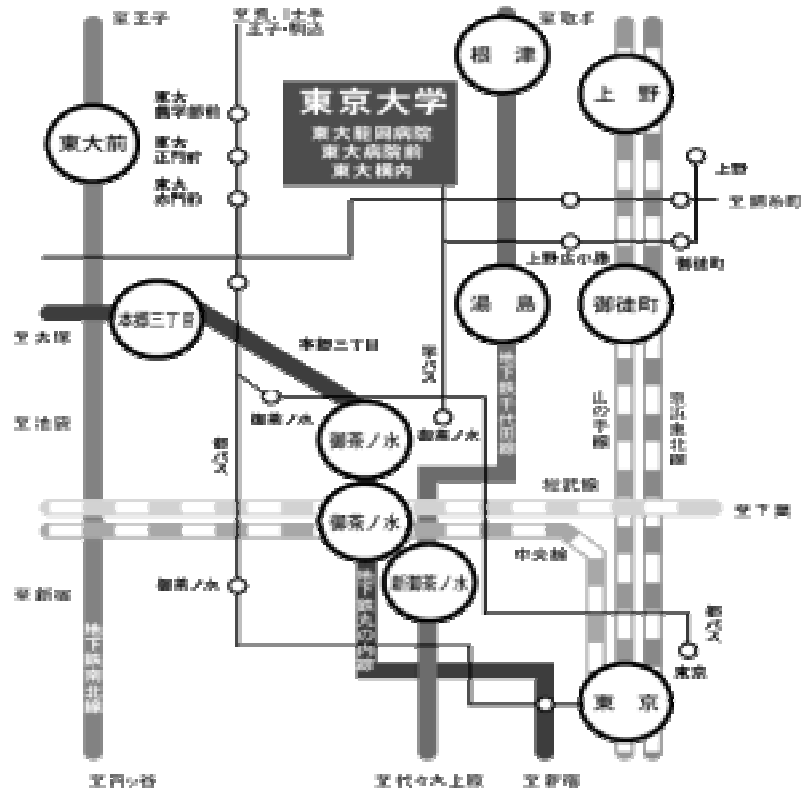
2005年度の介護保険制度の見直しを前に、支援費制度と介護保険制度の統合が、支援費制度の「財源問題」を理由として、焦点化している。本報告では、支援費制度における利用者の必要と制度からの割当の調整メカニズムを分析し、介護保険制度との比較をおこなう。この作業を通じて、支援費制度の「財源問題」解決のための課題を整理し、統合の是非及びサービス費用供給制度における受給者本位について論じる。

会場へのアクセス

東京大学本郷キャンパス 〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

地下鉄丸の内線・大江戸線「本郷三丁目」下車 徒歩約7分

地下鉄南北線「東大前」下車 徒歩約5分



シンポジウム 福祉社会の可能性—福祉NPOの社会的理解

日時：6月27日（日）13:30～17:00 会場：法文2号館1番大教室

司会者：松村 直道（茨城大学） 藤村 正之（上智大学）

討論者：杉岡 直人（北星学園大学） 山岡 義典（法政大学）

1. 福祉NPOの展開と福祉社会学の研究課題

——『介護系NPOの最前線』調査の結果から——

安立 清史（九州大学）

2. 福祉NPOの組織特性とその方向性

——住民参加型在宅福祉サービス団体調査から——

宮垣 元（甲南大学）

3. 行政役割の変化とNPOのジレンマ

——日米の社会福祉領域におけるNPOの比較から——

須田 木綿子（東洋大学）

福祉 NPO の展開と福祉社会学の研究課題

- 『介護系 NPO の最前線』調査の結果から -

安立 清史（九州大学）

(1) 福祉 NPO の定義

NPO の定義に関しては Salamon らのものがあるが、福祉 NPO に関してはまだ定まったものがない。アメリカの NPO 制度を念頭におくと、日本の NPO 法人と、社会福祉法人や社会福祉協議会、医療法人などとの混合や混乱が生じる。福祉社会学研究にとって、生産的な方向で福祉 NPO の定義を考えるべきだろう。とりあえず福祉社会学研究にとっての NPO の定義を「社会運動と市民事業体との複合」とであるとする。すると福祉 NPO とは、制度としての社会福祉の改革を求める社会運動としての側面と、自ら福祉サービスの提供主体となる社会福祉事業体としての側面をもった存在の複合体であることになる。制度的な枠内でもっぱら活動を行うべく制限される社会福祉法人等や、制度の外部から社会福祉制度の批判を行う社会運動等とは、この点で区別されることになる。また、福祉社会学による福祉 NPO 研究の課題が、市民による福祉創出運動と市民に福祉事業運営の両側面、あるいはその複合面であることが明らかになる。

(2) 福祉 NPO 研究の枠組み

福祉社会学にとって、福祉 NPO 研究の方向性は大きく見ると、広義の社会運動論（ボランティア論、集合行動論、資源動員論等なども含む）からのアプローチと、福祉サービス提供団体の組織論（運営論、経営論等を含む）からのものがありえる。社会運動論からみると制度批判や制度改革としての運動であるだけでなく、福祉への市民参加の形態であるとも言える。組織論からは、新しいサービスの創出や開発、実験、voluntary association としての alternative な運営や経営論、従来型の福祉組織との比較で、活性化や改革論としての研究事例ともなる。つまり広義の社会運動論と社会福祉組織運営論との総合が必要になる。そして、福祉社会学研究にとって福祉 NPO は、様々な社会実験が展開されている現場であり、そこから日本の社会福祉の改革にとって、どのような新たな方向が生まれてくるのかが重要な研究課題である。

(3) 福祉 NPO の展開

福祉 NPO には、障害者の自立生活運動やホームレス等の支援運動、advocacy や lobby 活動を行う組織など多くのものが含まれる。本報告では、高齢者の在宅生活支援から始まった「介護系 NPO」の事例を中心に報告する。介護系 NPO は、介護保険制度のもとで在宅福祉サービスや介護福祉サービスを提供する福祉 NPO である。介護系 NPO に注目する理由は大きく3つある。第一は、市民運動、住民運動から福祉 NPO への展開が把握できることである。介護系 NPO は、その多くが 1980 年代後半から活動を開始した「住民参加型団体」をルーツにしながら、やがて任意団体から NPO 法人となり、さらに、介護保険制度のもとで福祉事業体へと転換してきた。これは介護系 NPO の多くが、住民運動と、福祉事業体との複合であり、介護保険以前から、地域の高齢者の支援を、社会福祉制度の枠外で、どうボランティアを組織化し、どう運営・経営していくかという課題に直面し、工夫し、様々な実験を重ねてきたからだ。第二に、介護系 NPO に関しては、住民運動の時代からの時系列的な実証データが得られやすいことである。住民参加型団体に関しては、全国社会福祉協議会が定期的に全国調査を実施してきた。また、NPO 法人となつてからは、総会資料などで、介護保険事業と介護保険枠外のボランティア的な自主事業のデータなどが把握できる。市民運動が、NPO 法人となり、さらに介護保険制度のもとでどのように変容していくかのプロセスが、実証的に把握できる可能性がある。第三に、先進的な介護系 NPO の中からは「総合発展型」とわれわれが呼ぶような新しい展開が生まれてきており、宅老所やグループホーム、障害者の作業所の運営など、地域福祉全体へ関わる社会実験を行うところが出てきたことである。介護保険制度を超えた新しい展開や実験、すなわち福祉分野における NPO の今後の役割に関する示唆がここから得られる。ただし、近年、介護保険事業を行うために便宜的に NPO 法人となる組織が急増しており、上述した NPO とは異質の団体が多くなってきている。

(4) 『介護系 NPO の最前線』調査

われわれが2001年に行った福祉NPOに関する全国調査の結果にもとづき、介護系NPOの設立経緯や事業規模、組織規模、サービス内容などから分類し、介護系NPOの発展段階に関する仮説的モデルを形成した(安立清史ほか,2002)。また、介護系NPOリーダーによる自由回答記述をもとに、介護系NPOリーダーのコミュニティ意識に関する予備的考察をおこなった(安立清史・藤田昌子,2003)。それらをもとに、全国の事業規模の大きな介護系NPOの中から、2001年の総会資料で年間事業規模1億円を超えるような16団体をリストアップし、田中尚輝(市民福祉団体全国協議会)、浅川澄一(日本経済新聞)、安立清史で分担して、それらすべてを訪問し、聞き取り調査を行い、介護系NPOの社会運動的な側面と事業経営体としての側面の両面から、特徴や問題や課題などについて検討した。詳細については『介護系NPOの最前線 - 全国トップ16の実像』(ミネルヴァ書房,2003)を参照されたい。

(5) 福祉NPO研究の課題

福祉NPO研究の課題は多い。社会運動的な側面からの研究では、福祉NPOが活動することによってどのような社会的インパクトや変化が現れているかについての実証的な研究が必要である。アメリカのNPO研究でも、NPOの実態調査が一巡し、Global Civil Society 研究という形でNPOの世界比較研究が進みながら、他方では、アメリカ国内のNPO研究に関しては、Lester M. Salamonらの研究チームによるNPOのImpact Analysis、Independent Sector やUrban Institute によるMeasure Project、Harvard大学のHauser Center for Nonprofit Research によるNPOのPerformance 研究など、様々なものが現れ始めている。日本でもNPOの社会運動的な側面や社会変革力についての実証的な研究がより必要になるだろう。福祉事業体の側面に関しては、NPOの財政やマネジメントに関してはかなり研究が進んでいる。しかしNPO組織の実態に関してはコアメンバー以外にvoluntaryな関わり方が多くその実証的な把握が難しく流動も大きいこと等課題が多い。さらに、NPOの福祉サービス利用者の実態やその効果、宅老所やグループホームその他のサービス創出の社会実験的な側面の研究、介護保険制度のもとでの他の組織との比較研究、福祉NPOと行政との協働の実態や問題や課題など、福祉社会学にとっての大きな研究課題がそこにはたくさん横たわっている。

安立清史,2003,「高齢者支援とNPO - 介護保険のもとでのNPOの展開」,『現代社会学研究』,vol.16, pp.3-24,北海道社会学会,

安立清史他,2002,『福祉NPOと厚生行政との共働可能性に関する調査研究』,厚生科学研究費補助金報告書,厚生労働省.

安立清史・藤田昌子,2003,「介護系NPOリーダーのコミュニティ意識」,『共生社会学』No.3,pp.17-37,九州大学大学院人間環境学研究院.

田中尚輝・浅川澄一・安立清史,2003,『介護系NPOの最前線 - 全国トップ16の実像』,ミネルヴァ書房.

福祉NPOの組織特性とその方向性

- 住民参加型在宅福祉サービス団体調査から -

宮垣 元(甲南大学)

1. はじめに ——「福祉NPO」とは何を指すのだろうか

福祉NPOに対する社会的な考察という本報告に与えられた課題に対し、まずその歴史と現状を簡単に整理し本報告における「福祉NPO」をある程度特定することから始めたい。というのも、一口に福祉NPOといっても実に多種多様なものを含むだけでなく、そもそもNPOという語や概念が何を指すのか自体が必ずしも明確でないからである。例えば、経済学的なNPOの定義は非営利、すなわち「非分配制約のある組織」を指し、市場の失敗と政府の失敗を踏まえた残余範疇として規定されるのが一般的であろうが、社団法人や財団法人、社会福祉法人などを含む非営利法人全般が入ることになるこの定義のみを多くの社会学者はそのまま受け入れることはできないだろう。もちろん、ここで検討の対象となる福祉NPOとは、社会福祉の歴史とともに発展した、主としてボランティア団体や住民団体をそのルーツに持つものを指している。

社会福祉分野のボランティアは、戦後の困窮者への支援活動(昭和20年代)や高齢者や障害者施設での施設ボランティア中心の時代(昭和30年代)、介護の社会問題化と高齢者福祉分野のボランティア増大(昭和40年代)などを経て、昭和50年代後半には非営利・有償で福祉サービスを行う、いわゆる「住民参加型在宅福祉サービス団体」が都市部を中心に誕生し始めた(但し、当時はボランティアとは別のカテゴリーであった)。いわゆる福祉NPOというカテゴリーが成立し得るとすると、この時期がひとつの転機であったと考えられるだろう。いうまでもなく、その後の転機は、NPO概念の紹介と普及、特定非営利活動促進法、介護保険制度・支援費制度と、ここ10年の間に立て続けに起こっている。一般論として、私たちが福祉NPOという際に、多くはこのライン(事業型)の活動・組織を想定している場合が多いと考えられる。しかし、実際には、事業型ではないが法人格を取得している団体、法人格を取得していないが有償サービスを行っている団体、介護サービス以外の活動(例えば、子育て支援など)を行う団体など、活動の内容も規模も形態も異なる団体も多い。多種多様な福祉NPOを活動内容や背景、動機などで類型化することは、分析の便宜上行うことがあっても、NPOの実際を踏まえるとあまり建設的な議論にはならないと思われるが、ただ、福祉NPOが、「NPO法で保健・医療又は福祉の増進を図る活動を定款に掲げる法人」(約9000法人)なのか、「そのうち介護保険事業を行う事業所」(約2000件)なのか、「住民参加型在宅福祉サービス団体」(約2000団体)なのか、あるいは「福祉分野で活動を行う市民活動団体」(約4000団体)なのかなどによって、その議論が大きく異なる可能性があるということは確認しておきたい。

2. 福祉NPOの組織構造 ——NPOの相互性と情報共有構造

NPOの意義や役割は、先駆性や補完性、架橋性などが指摘されるが、そのうち多くの福祉NPOの特徴としてよく指摘されることに、参加者(サービスの利用者と提供者)が、共に地域住民であり、双方が会員となる点があげられる。特に、報告者が1998~2001年に行った住民参加型在宅福祉サービス団体についての調査からは、同一の組織内で利用者やその家族が提供者に、提供者が利用者に移行することがあり得るという、互酬的な関係の存在が一定の割合で認められた。福祉NPOのこうした互酬構造や相互性は、「お互いさま」や「助けあい」などの理念のもとに活動を行ってきたボランティア団体や市民団体、あるいはワーカーズコレクティブや協同組合などの特性がそのまま引き継がれていることを示していると考えられるが、同時に、民間企業や行政、などによる他の介護サービスと異なる点として、改めてその意義を検討してもよいのではないだろうか。

相互性の意義をどのように捉えるかという問題について、少なくとも、サービス利用者と提供者間における情報の非対称性や不確実性の解消に寄与する点が考えられる。一般に、福祉サービスのような準公共財の供給において、提供者(行為者・組織)や財・サービスに関する情報が提供者側に偏っているか、その検証が困難な場合、

利用者は提供者(この場合は民間企業)がその情報の非対称性を悪用し不当に利潤をあげることを想定するから、利用者はその選択(サービスの利用)を行わず、結果としてその需給は社会的最適に至らないという議論がある。いわゆる契約の失敗と呼ばれるこの議論は、利用者の提供者への信頼の欠如が、ある種の市場の失敗を引き起こすという点で、非営利組織(ここでは、非分配制約のある組織全般)の比較優位性の議論につながるが、福祉 NPO に関しては、非分配制約という制度的解決というよりもむしろ、相互性による情報の共有構造(それは情報の不確実性解消につながる)という組織的解決による信頼醸成のメカニズムを見出すことができる。

3. さまよえる NPO ——福祉 NPO のジレンマ?

もちろん以上の議論は、すべての福祉 NPO にあてはまるかというところではないだろう。また、私たちは、NPO が変わりゆく存在であるということにも注意しなくてはならない。とりわけ、介護保険事業に参入した NPO の中には年間の収入が1億円を超える団体も出てくるようになり、また社会福祉法人化を目指す団体も出てきた。他方において、業務改善命令を受ける NPO 法人がでるなど、評価や適正なマネジメントの要請が高まりつつある。さらには、プライバシーや権利意識の高まりなども、上記の相互性や情報の共有構造の意義を根底から揺さぶることにもつながる。最近では、いわゆる「助けあい事業」の法人税課税問題(流山ユー・アイ ネット)など、20 数年着実に成果を上げてきた互酬型の活動の存続に大きく関わる事態もおこってきた。

こうした、いわば組織化の要請が高まっているなかで、当の NPO の参加者自身は、その方向性を見定められていない可能性もある(報告者による 2001 年の福祉 NPO 参加者調査)。福祉 NPO に限らず、NPO 全体への期待が高まる中で、NPO 自身はその組織力がより一層問われていくことには間違いがないが、しかし、その期待の高まりが、かえって福祉 NPO の特性を脅かすというジレンマを抱え始めたというのが今日の状況ではないだろうか。

[参考文献](一部)

- ・ 宮垣 元, 2001, 「在宅介護サービス NPO における情報共有構造の実態: NPO の信頼メカニズムに関する事例研究」『経済社会学会年報』23: 111-120.
- ・ 宮垣 元, 2003, 『ヒューマンサービスと信頼: 福祉 NPO の理論と実証』慶應義塾大学出版会.
- ・ 渋谷智明, 2001, 『福祉 NPO: 地域を支える市民起業』岩波書店.
- ・ 田中尚輝・浅川澄一・安立清史, 2003, 『介護系 NPO の最前線: 全国トップ 16 の実像』ミネルヴァ書房.
- ・ 田尾雅夫, 1998, 「ボランティア組織は組織か?」『組織科学』32(1): 66-75.
- ・ 富永健一, 2001, 『社会変動の中の福祉国家: 家族の失敗と国家の新しい機能』中央公論社.
- ・ 和田敏明, 1998, 「地域福祉の創造のために」山岡義典編著『NPO 基礎講座 2』ぎょうせい.

「行政役割の変化とNPOのジレンマ」

- 日米の社会福祉領域における NPO の比較から -

須田 木綿子 (東洋大学)

1. はじめに

近年の「行政役割の変化」とともに、新しい時代の担い手として市民の役割が注目されており、市民の組織化された活動として NPO (not-for-profit organization) にも多くの期待が寄せられている。しかし社会福祉領域では、このような公私関係の新しい局面が、対人サービスを提供する NPO のジレンマを深めてもいる。本論では、NPO の視点からの議論蓄積が豊富な米国との比較を通じて、日本の NPO の現状と課題を検討する。なお、「米国の NPO」とは、社会福祉領域で対人サービスを提供する 501(c)(3)団体を、「日本の NPO」とは、社会福祉法人と NPO 法人を意味する。

2. 米国における行政役割の変化と NPO

米国の社会福祉領域における「行政役割の変化」は、連邦政府予算の縮小と、民間への権限と責任の委譲として体験された。このような中で NPO は、行政にかわる主導的な役割を担い得る社会組織として大きな期待を寄せられながら、最大の収入源 (= 公的資金) を失うという矛盾に直面した。

矛盾の解消策として NPO の多くは、サービス料による事業収入と会費収入に依存する運営方法を選択した。その結果、1) 自由な資金を得て活動の多様性が増したが、2) サービスの対象は支払い能力のある中流以上の市民層に移り、3) 支払い能力を持つ市民をめぐる他組織との競争が激化し、4) NPO は「市民の立場を代弁する NPO」から「市民にサービスを提供して収入を得る NPO」に変容し、5) 「市民」は「クライアント (顧客)」に転じた。Backman & Smith(2000)は、「公的サービスを提供する NPO の商業化」は、NPO の「組織間関係と市民社会への貢献のあり方を変え」、「地域力を低下させる」としている。いっぽう対人サービスを「購入」できない低所得層は、無料でサービスを提供する NPO への依存を高める。しかし「無料サービスの NPO」の財源は行政委託を通じて得られる公的資金であり、公的資金の規模縮小で活動の継続は年々難しくなっている。そして、1) 行政委託の「売り手市場」で力関係は行政優位となり、2) 委託に伴う膨大な書類業務や規制強化、客観的数値に基づく成果査定の普及等によって、NPO は柔軟性を失うとともに行政の代替機関としての要素を強め、3) 予算の縮小によって待遇が悪化するために有能な人材は流出し、サービスの質も低下している。

こうして米国の社会福祉領域の NPO は、中流以上の市民対象の活動と低所得層対象の活動に二極化しながらも、いずれも等しく効率性向上の圧力下に置かれている。このような中で、老人ホームの経営主体別 (行政、企業、NPO) 比較において NPO の公益活動が最も低調であったという報告がなされ (Salkever, & Frank, 1992)、商業化する NPO への税制控除廃止説も提示されている。Edwards & Hulme(1996)はこれらの動きを受けて、NPO が経済効率性と市民性や公益性を同時に確保するのは不可能であることを、組織構造の視点から論証した。Merrett(2001)は、「NPO セクターは福祉国家との同等の規模で活動を展開することは難しく、貧困層への支援が減少する。ボランティアや地域の資金や支援も貧困者や失業者には向けられない。それなのに、なぜ NPO セクターが福祉国家の代替としての役割を押し付けられるのか?」と述べている。Lowell 等(2001)は、「NPO のインフラ不足や、常に資金調達に忙しい管理部門の実情とサービス提供の非効率性など、NPO は福祉国家の代替機能を果たすという期待に応えられる体制に無い」と指摘している。

3. 介護保険制度下の NPO (社会福祉法人と NPO 法人)

日本の公的対人サービス供給活動に従事する NPO の活動環境を大きく変えたものとして、介護保険制度が注目される。制度導入後の行政役割の変化は複雑で、地方自治体が独自の事業展開をはかりにくい中で中央政府 (監督省庁) の影響力が相対的に目立ち、サービス供給活動から行政が撤退するいっぽうで現場の裁量は減少し、事業者は「身体介護提供機関の役割に終始している」と報告されている (Suda, 2004)。また、財源措置が措置委託制度から介護報酬制度に移行したことは、評価の仕組みがプロセス評価からアウトプット評価に移行したことと同義であり、事業者の財政が不安定化する中で営利組織を含めた他組織との競争は増大し、市場競争力強化と効

率性向上の要請は高まっている。

このような中で、日本においても NPO の活動が二極化しつつある。介護老人福祉施設への聞き取りでは、組織存続のための経済効率性向上の要請と、「ケア」の論理や低経済層への支援との矛盾の深まりが報告されるいっぽう、自己負担に基づくオプションプログラムを意欲的に導入したり、施設長にあえて福祉プロパーではなく営利組織の営業経験者を選択するなど、企業的な要素の取り入れに積極的な社会福祉法人も観察された(須田,2004)。介護保険指定事業者として活動する全国の NPO 法人へのアンケート調査でも、介護保険後に活動を開始した NPO 法人は、それ以前から活動を行っていた NPO 法人よりも採算性を重視する傾向が強い様子が観察されている(須田,2003)。

米国の先行経験をふまえるなら、日本においても、経済効率性と自組織の自律性向上を求める NPO はさらに商業化をすすめ、商業化を選択しない組織は公的資金への依存を深めて行政の代替機能的性格を強めるという二極化の進行が予想される。そして現状の介護保険制度本体の領域で活動する限り、どちらの選択をしても貧困者支援は低下すると考えられる。このような中で NPO が市民的立場を維持するための方策のひとつとして、「身体介護提供機関」以上の役割の開拓・確立があげられている。たとえば在宅要支援・要介護高齢者に関する調査等においても、切り取られた家事・介護行為としての支援には限界があり、地域における支援的な社会環境形成の必要性が確認されている。NPO には、そのために必要な住民の組織化や合意形成、創造的な問題解決方法の提示等について積極的な役割を担うことが期待され、それは少なからずの NPO 法人にとっては「本来業務」への回帰であり、社会福祉法人にとってもソーシャルワークアクションの強化を意味するであろう。しかし、これらの活動を支える財源をいかに調達するかについて有効な解決策は未だ見出されておらず、現状では現実的な選択肢になり得ていない。第二の方策として、サービス提供を担う NPO は「身体介護提供機関」の役割に専念して経済効率性を高め、それ以外の NPO が地域づくりやアドボカシー等の活動を展開し、NPO セクター全体として市民的立場を確保する方法があげられる。しかしこの方式を選択した米国においては、地域づくりやアドボカシー活動を担う NPO においても商業化の要請が深まり、市民性の喪失が指摘されていることから、その有効性には疑問の余地が残る。第三に、NPO に公益性の維持を求めるなら、そのための具体的な仕組みを設けなければならず、そのひとつとして近年関心を集めている税制控除の問題があげられるが、NPO の事業活動はその議論を複雑なものにするであろう。最後に第四として、活動評価のあり方も大きな課題であることを強調したい。

4. まとめ

市民社会や福祉社会を構築するための具体的な方法を模索するうえで、日米の NPO の経験は重要な課題を提示する。わが国では、近年の行政役割の変化の文脈において NPO を再検討する動きはようやく始まったばかりであり、今後のさらなる議論の蓄積が待たれる。

Backman E.V. & Smith, S.R.(2000) Healthy Organizations, Unhealthy Communities. Nonprofit Management and Leadership, 10.

Edwards, M., & Hulme, D.(1996) Beyond the Magic Bullet: NGO Performance and Accountability in the Post-Cold War World. Kumarian Press.

Lowell, S., Silverman, L. & Taliento, L.(2001) Not-for-profit Management: The Gift that Keeps on Giving. McKinsey Quarterly, Vol.1.

Merrete, C.D.(2001) Declining Social Capital and Nonprofit Organizations: Consequences for Small Towns after Welfare Reform. Urban Geography, 22.

Suda, Y. Devolution and Privatization Proceeded and Centralized System Maintained: A Twisted Reality Faced by Japanese Nonprofit Organizations. (Submitted)

須田木綿子(2003) 社会福祉領域における民間非営利組織の日米比較：アカウンタビリティジレンマの視点から季刊家計経済研究, vol.61.

須田木綿子(2004) 介護老人福祉施設の適応戦略とジレンマ：探索的研究(投稿中)

自由報告・第1部会

日時：6月26日（土）13:30～16:50

会場：法文1号館215教室

司会：西下 彰俊（東京経済大学）

1. 「世話焼き」という対人援助規範
—— 共依存的援助関係と自立生活の介助関係

新井 智浩（慶應義塾大学）

2. 配偶者間介護における介護役割受け入れのプロセスの比較検討
—— グラウンデッド・セオリー・アプローチ

林 葉子（お茶の水女子大学）

3. 高齢夫婦のセパレーションを伴う入所プロセスに関する日本 - スウェーデン比較分析

○新田 雅子（札幌学院大学）Anbäcken, Els-Marie（Linköping University）

4. 痴呆を抱える者とのコミュニケーションにおける疾患としての痴呆理解の問題

井口 高志（日本学術振興会）

5. 子ども虐待発生メカニズムの社会階層的視座
—— 事件が発生した生活困難層の実証研究

谷口 由希子（日本福祉大学）

「世話焼き」という対人援助規範

—共依存的援助関係と自立生活の介助関係—

新井 智浩（慶應義塾大学大学院 博士課程）

【はじめに】

共依存という概念自体は、もともとアルコール依存の臨床で当事者の回復への困難さから紡ぎ出されてきた概念であり、近年、対人援助従事者のなかから援助関係における共依存が問題として提起されるようになってきている（吉岡 2000）。社会学でも共依存という問題はある種の関係性をめぐる困難さとして考察の対象となっている。と同時に、対人援助という関係性自体が持つ困難さもまた社会学にとって十分に検討に値するテーマである。そこで、対人援助における関係性の困難さを「共依存」というアイディアを手がかりとして考えることはできないだろうか。本報告ではそういうことを試みることにしたい。

なお、ここでいう対人援助とは、主に医療・看護や福祉領域におけるケアワークを指す。対人援助従事者とは専門職として、あるいはそれに準じた形態で業務に携わることを指すものであり、具体的には看護職、介護福祉士やホームヘルパーといった介護職、もっとも広くとるならばそうした業務に有償のボランティアとして従事するものまでを含める。

1. 問題の整理

ところで、対人援助関係における共依存という問題が、実際の援助関係の中ではどういうリアリティを持つ問題なのだろうか。この議論はまず看護学の領域で「対人援助行為は何らかの形で共依存的傾向を持つのではないか」という図式の検証から議論が立ち上がり、援助従事者の個人的資質の問題として議論が始まった。その後議論の展開にしたがって、問題は個人ではなく、社会関係のあり方であると考えられるようになったが、そこで中心となったのは、むしろ援助事業にまつわる組織論的な視点であるといえる（本田 2001）。いずれにせよ、対人援助関係における共依存とは、援助者側に比重のかかった問題として考えられてきており、方向としては「援助者をどうするか」というところにたどり着く。それは当然解決されなくてはならない重要なことである。しかし社会学がこれまで論じてきたように一たとえば、ギデンズ（1992 = 1995）や野口裕二（1996）が明らかとしてきたように、そこには近代社会の人間関係の困難さにまつわる原理的な問題提起があったはずで、そこに解答を用意することで見えてくるものもあるのではなかろうか。

そこで、本報告では次のように考えたい。共依存とは、対人援助という「人間のかかわりあい方」と、その背後にある「関係性の意味」について問題提起をしている。それは関係性のあり方を規定し、関係をむすぶ個々人の行為を一定の方向へと限定づける文脈を問いなおすための、ひとつの鍵概念となる。つまり対人援助関係における共依存という問題を基点として、対人援助関係の背後にあるひとつの社会規範が考えられるのではないかとということである。ここでは個々の援助従事者がどのように当該関係の意味づけをメッセージとして受け取り、それを具体的な関係のなかでどのように解釈し、再構成を試みようとするのかという視点から、つまりミクロ局面における相互作用の観点から考えてゆくことにしたい。

2. 事例：障害者の「自立生活」における介助関係と介助者の共依存的傾向

本報告では、事例として都内R区の全身性障害者の自立生活センター（以下「CIL」とする）における有償介助者の「語り」、つまり介助関係にまつわる介助者個人の意味づけのプロセスを取り扱うことになるのだが、報告者はここできわめて興味深いことに気がついた。自立生活における介助関係では、ルールとして「利用者（＝障害者）の自己決定を尊重する」ということが最重要のものとして考えられている。これ自体は「手取り、足取り、先回りして手厚いケアを」という対人援助にまつわる社会通念とは対照的なものであるといえる。仮に一般的な援助関係が何がしかの部分で「過剰な世話焼きが受け手の自立を妨げる」という共依存的な関係性の部分がある程度持つのだと考えれば、CILにおける介助関係のあり方というのは、それとは最も遠いところにあるの

だと考えられよう。そして、介助者達はそうしたルールを受容し、「いかにして自分は余計な世話をせずに、利用者の求めるものに応じたのか」というところで自らが身を置く介助関係を意味づけようとする。しかしながら、にもかかわらずというべきか、C I Lにおける介助者たちのなかにも介助関係の意味づけプロセスのなかに、ある種の共依存的な傾向を見ることができる。これをどう考えればよいのか。ここで重要となってくるのは、次で述べることになるのだが、援助関係にまつわる、ごく一般的な（かつ素朴な）社会規範のあり方である。

3. 反発しながらも相補いあう二つの規範：「世話焼き」と「自己決定の尊重」

ここで次のように考えることはできないだろうか。まず介助者たちが介助関係へと向かう際になされる根本的な意味づけとして「人とかがかわってゆくことがしたかった」ということをしばしば語る。それを正当化するうえで重要となってくるのは、「困難を抱える人とかがかわって、世話を焼こうとするのは、よいことだ」という社会的な規範のあり方である。したがって図式としては「どの程度世話を焼くことができたのか」ということを指標として、対人援助者たちの意味づけは意図したとおりに満足されると考えられる。しかし、「余計な世話を焼くな」という自立生活における規範性は介助者たちが世話を焼こうとする動き自体を封じるのである。ここで介助者達は根本的な意味づけを放棄し、自立生活の介助規範を内面化することができなければ、より確固とした意味づけを求めて「世話焼き」を重ね、過剰に関わることを志向するのではなからうか。しかし、これ自体がすでに共依存関係における「イネイブラー」の行動様式にきわめてよく似ているといえるだろう。つまりこの場合一般的に言われる「世話焼き規範」と、現場における「自己決定規範」とが反発しあう性格を持つものであるにもかかわらず、ひとりの介助者の中では相補いあうかたちで並存する。つまりここでいえることは、自立生活という極めて明確かつ強力に「自己決定の尊重」という援助関係のスタンダードを打ち出す現場でさえ、「手厚く（場合によっては）過剰に世話を焼くべきではないか」という当該社会における援助関係の規範性は根強い。そして場合によっては共依存的な関係性を浮かび上がらせるのだともいえる。

〔参考文献〕

- Giddens, A. 1992 *The Transformation of Intimacy; Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*. Polity. UK. (= 1995 松尾精文他訳『親密性の変容』、而立書房。)
- 本田恵子 2001 「アメリカにおける共依存研究の展開と最近の動向」：清水新二編『関係嗜癖とアディクション - 心理・家族・社会』：培風館。
- 野口裕二 1996 『アルコールリズムの社会学』、日本評論社。
- 吉岡隆 編 2000 『共依存—自己喪失の病』、中央法規。

配偶者間介護における介護役割受け入れプロセス

- グラウンデッド・セオリー・アプローチによる分析 -

林 葉子 (お茶の水女子大学人間文化研究科)

1. 目的: 平成13年度の『国民生活基礎調査』の主な介護者の状況を見ると、要介護高齢者と同居している主な介護者の続き柄を見ると、最も多いのは配偶者で25.9%を占めている。また、平成14年度『国民生活基礎調査』によると、ともに65歳以上の夫婦のみの世帯は21.1%で、年々増加している。このような世帯構成の動向と配偶者介護者の傾向から、今後も配偶者間の介護が増加するものと予想される。本研究の目的は、配偶者である介護者が介護役割をどのように受け入れていくかというプロセスを夫、妻介護者に関してそれぞれ実証的に解明し、比較も検討する。すなわち、配偶者を介護する者の介護役割に対する解釈や意味付与のプロセスを検討することを目的とする。

2. 方法: 本研究では、研究方法としてグラウンデッド・セオリー・アプローチ(GT法)を選択した。GT法は1960年代にアメリカの医療社会学者GlaserとStraussによって考案され、データに密着した継続的比較分析から独自の理論を生成する質的研究として、特に医療・介護・福祉などのヒューマン・サービス領域で注目されているものである。本研究での分析にはGlaserとStraussの分析法よりコーディング法を理解・活用しやすいように開発された修正版GT法を使用した。

分析対象者は、東京都新宿区、杉並区、三鷹市、青梅市、昭島市に在住の要介護高齢者を在宅で介護している夫16名、妻33名である。介護保険施行前のモデル事業の対象者であり、訪問看護サービス、デイケアサービス、ショートステイサービスのいずれかのサービスを受けており、おおむね在宅介護が順調に行われていると訪問看護師によって評価されていた。調査は1998年4月から1999年12月の21ヶ月間に行った。半構造的面接調査で、要介護になったときの状況、介護状況、要介護配偶者が元気なときの夫婦の生活状況等について質問し、介護が始まってからの経過について語ってもらった。分析データは、逐語録、逐記録、観察記録である。

3. 結果と考察: 修正版GTAは質的データの解釈が中心となるため、結果と考察をまとめて報告する。なお、文中の《 》は概念を、< >は、概念間のまとまりであるカテゴリーを表している。

(1) 夫の介護役割受け入れプロセスの概要: 分析対象者である夫の介護役割受け入れプロセスの中心となる概念は《自己に準拠点を置いている》ことであった。夫は妻の介護について何をするにしても、すべて、自分自身のことに関連づけて考えており、この概念はその他の概念の根底にある考え方として捉えられた。夫は妻が要介護になった原因を自分のことに関連付けて語り、責任を感じ、自分が介護を妻から受けたときを仮定して話すなど、妻の介護に関わるすべてのことに対する責任を自分自身におき、介護役割を担わなければならない夫の立場の定義づけを行って、介護役割を受け入れていった。そのさい、自分の健康を図りながら、自分流の介護方法を考え、自分たちの夫婦関係を介護生活のなかで築いていき、在宅介護を円滑に継続できるように工夫していた。介護役割を受け入れていく心、気持ちの準備をしている内容を<介護役割の定義づけカテゴリー>とした。夫たちは《妻からの帰宅欲求サインの受け入れ》と、《介護原因の自責化》をしたり、《夫婦の共通項の発掘》したり、《過去における妻の評価》をして、妻を自分が介護することになったことを確認し、それらによって《介護する自分の立場の定義づけ》をして、その状況を納得する。また、介護生活を自分なりにやり易くしていくための努力をしている内容を自己流介護カテゴリーと命名した。夫が介護に関わる《家族への責任感》を示すと同時にその家族に対して《ちょっとした気遣いへの期待》をしていること、《身近な例から学んだ介護の意味》を自己の中に取り入れ《身体的健康感》を意識しながら自己流介護方法を確立し、さらに《自己流介護方法確立の確認》をしている。これらのプロセスを経て、自分自身の介護生活に安定と自信、すなわち《自己流介護の成果の実感》し、介護関係のなかで《夫婦関係の再構築》をしていく。これを<介護生活安定カテゴリー>とした。

(2) 妻の介護役割受け入れプロセスの概要: 分析対象者である妻たちは、介護という行為を行う対象として夫を認めるために、1対1で向き合える相手として夫像を見直す作業を、夫が要介護になったという事実がわかったときに、まず行っていた。<二人状況の意味づけカテゴリー>では、そのプロセスが現されている。まず、夫との歴史をふりかえって、夫が家族のなかで夫、または家長としてきちんと役割を果たしてきたか、すなわち《家

庭での夫の評価」をし、「家」を守ること意外に、夫が個人的に妻自身に対してどのようなであったかを、一緒にやってきた《共通の思い出》として見直して、過去の《夫婦関係をふりかえり》ふたりの距離を見つめなおしている。このような過去の夫婦関係の調整を行って夫を介護の対象者として見つめなおすのだが、その実、夫を迎え入れる態度は「やっと二人になれた」という気持ちと「今さら帰ってきて」という気持ちの両方に心はゆれていた。どちらにしても、高齢になって妻一人で介護をしていくことの大変さはよくわかっている。そのような状況のなかで、妻の在宅介護を推進するのが、伝統的な介護役割規範や専門家の言葉などの《介護役割受け入れへの状況的圧力》である。特に医療関係者の「奥さんなら、大丈夫」「もう、奥さんひとりでやれるでしょう」といった言葉で續けていこうと決心する妻は多い。その際、妻たちは、介護を継続させていくための担保を確保している。その様子を「介護体制の形成力カテゴリー」としてまとめることが出来た。担保のひとつが、要介護となった夫との関係を新たに構築する努力をすることである。共通体験を持とうと二人で《思い出作り》をしたり、介護生活で知りあった人と仲良くなって、同じような境遇の人たちとグループで過ごすなど《共通の仲間づくり》をししたり、わかまな夫には、子供から助言をしてもらったりする。また、自分自身の負担を軽減するために、外部サービスを利用するなど《介護の工夫》をししたり、愚痴を言える相手を見つけたり趣味をしったりという《感情のはけ口を持》ち、自分が担いきれない介護は様々な方法で補ってもらい、補ってもらったことを正当化して精神面の安定をはかりながら《健康管理》に留意し、夫の介護を通して、自分の生活をそこに作っていつている。これを《介護を媒介とした共生化》という概念とした。介護役割を果たしながらも自身で積極的に意味づけを行なうことでそれを自分のものにしていくというプロセスがみられた。

(3) 夫と妻の介護役割受け入れプロセスの比較: GT法による分析結果を用いて対象者である夫と妻の介護役割受け入れプロセスにおける比較を以下の3点から行った。伝統的介護役割規範の影響=夫: 介護役割は女性が担うものであるという介護役割規範が空洞化した現実で夫が直面したとき、その役割への独自の意味づけをしていたが、その仕方は伝統的なジェンダー規範(自己に準拠点)を媒介として非伝統的なジェンダー役割(妻の介護)の受け入れであった。妻: 「妻だから」と他者から無意識に突きつけられる伝統的介護役割規範等の圧力を受け止めていく過程で、夫を巻き込んで積極的に自己の人生を作り上げていこうとする妻の主体的姿勢を見出すことができた。夫婦関係の捉え方=夫: もとの関係を介護生活のなかに、再構築していた。妻: 過去の夫婦関係を選択的に評価し、新しい関係を築こうと努力していた。介護方法の工夫=表面的には共通した内容であるが、工夫の方法の理念に相違があった。

高齢夫婦のセパレーションをとまなう入所プロセス に関する日本 - スウェーデン比較分析

—日本とスウェーデンにおける施設入所プロセスの比較からみた
高齢夫婦の関係性の変化とケアシステムの関連性—

○新田 雅子 (札幌学院大学)・Anbäcken, Els-Marie (Linköping University)

0. はじめに——本報告の位置づけ

登壇者は昨年(2002年)の第1回大会自由報告第一部会において、『「待機」の諸相：高齢夫婦の離別をとまなう特養入所プロセスにおける状況定義』として、高齢夫婦のどちらか一方の配偶者の要介護状態の発生、介護負担の重度化により、施設入所を決断し実際に入所となるまでのプロセスに関する調査報告を行った。本報告はこの調査データを、同様の状況下にあるスウェーデンの事例と比較検討するものである。

前回報告においては、調査の結果から、現代日本における高齢者福祉施設の入所にかかわる制度的な要素があまりに複雑化しているために、夫婦が暮らしの場を恒久的に異にするという決断と、実際の行動とが結びついていないということが示された。施設入所という重い選択が、高齢夫婦の生活史とは切り離されて展開する制度的文脈のなかに埋没しているのではないかとこの仮説提起をもってまとめとした。また、さらなる課題として、入所プロセスにおける介護者の行為と状況定義を「諸相」として把握したにとどまり、夫婦間の関係性の変化を充分分析しきれなかった点が残された。本報告はこの課題を踏まえて議論を展開する。

1. 研究のねらいと本報告の目的

施設入所が制度的にも個人の経験としても計画の立ちにくい複雑な出来事であることは、スウェーデンにおいても同様であり[Lundh, Sandberg & Nolan 2000]、先行研究においてもその困難性を家族介護者や高齢者自身の視点から実証的に明らかにした研究は多くない[Davies & Nolan 2003]。さらに、老いの過程における具体的な現象のひとつを対象とし、二国間で質的に比較分析するという試みは、日本において蓄積されてきた多くのスウェーデンの高齢者福祉に関する調査研究においても、またそれ以外の国際比較研究においても例を見ない。配偶者の施設入所という夫婦双方にとっての危機を、成人子との同居がほとんどみられないスウェーデンにおいて、渦中の人びと(これをわれわれはactorsと呼んでいる)がどのように解釈し対応するのか、日本におけるそれとの比較を通して、高齢夫婦の関係性 marital relationship と高齢者ケアシステムの相互関連性を明らかにすることが、本研究の動機であり最終的なねらいである。

本報告はこのようなきわめて独自性の高い比較研究プロジェクトの、中間的な調査報告である。

2. 調査の概要と分析方法

両報告者は2002年8月から2003年5月にかけて、次のような方法で調査を実施した。

日本においては、新田が東京都A区の全特養に調査協力を依頼し、配偶者の一方が施設入所後1年以内の高齢夫婦5事例と申請後「待機」中の1事例に対して面接調査を実施した。スウェーデンにおいてはAnbäckenが同様のケースの紹介を中規模都市X市西地区のアセスメント担当者に依頼し、4事例と“Recurrent care”の1事例に対して面接調査を行った。結果としてほとんどのケースにおいて主たる回答者は在宅の配偶者(つまり入所まで配偶者を介護していた側)となった。

調査は事前に協議して作成したインタビューガイドを用い、半構造的面接法で各1.5~2時間の面接を行った。インタビューガイドの作成にあたっては、基本的な項目を設定したほかは、それぞれの対象者から語りだされるテーマや内容そのものを比較分析の対象に含めるために、対話的で自由な面接方法を共通化した。録音したインタビューデータはすべてトランスクリプトしたうえで、逐語的に英訳した。これを分析データとし、約40時間の会議とEメールによるやり取りを通して共同分析を行った。

上記のような手続きを経て協力を得られた調査対象者の概要を以下に示す。下表からわかるように、入所者・介護者関係の性別の偏りと、婚姻関係の経緯がかなり異なっていることが方法上の課題として存在する。したがって婚姻関係の長さやジェンダー規範の及ぼす影響が分析上の大きな問題となった。しかしながら比較分析から見出された相違点や共通点は、こうした方法上の問題を新たな仮説の生成に結果させるものとなった。

【調査対象者の概要(Sはスウェーデン、Jは日本の事例)】

夫婦の年齢	結婚年数と子どもの有無	介護状況の発生又は	入所者(入所予定者)の疾患名	入所時期
-------	-------------	-----------	----------------	------

	*入所予定者			重度化の時期		
S1	夫(77)・妻*(68)	19年(再婚同士)	夫婦各々に娘1	1997年頃	アルツハイマー型痴呆	2002年10月
S2	夫*(82)・妻(78)	50年(妻再婚)	なし	1997年頃	多発性脳梗塞・痴呆	2003年1月
S3	夫(78)・妻*(75)	55年	息子1娘2	1999年	アルツハイマー型痴呆	2002年3月
S4	夫(72)・妻*(73)	28年(妻「再婚」)	妻の娘2	1997年	悪性腫瘍・脳梗塞・他複合疾患	リハビリ中
S5	夫(75)・妻*(65)	19年(夫再婚)	夫の娘2	2000年	多発性脳梗塞	2002年10月
J1	夫(84)・妻*(72)	52年	娘1	1998年頃	膠原病	2002年4月
J2	*夫(75)・妻(76)	44年	なし	1999年	頸椎損傷	2001年9月
J3	*夫(85)・妻(78)	55年	息子1娘1	1995年頃	複合型痴呆	2002年3月
J4	*夫(72)・妻(68)	42年	息子1	1996年頃	歩行困難(詳細不明)	2002年1月
J5	*夫(79)・妻(77)	48年	息子2	1994年頃	痴呆症(診断名不明)	2002年1月
J6	*夫(75)・妻(73)	53年	娘1	1997年	脳梗塞	「待機」中

3. 調査結果の概要

入所プロセス全体に関して、スウェーデンの事例においてはほぼ一定のモデルをもって段階的組織的に展開しており、日本における複雑さが比較によってさらに明確化した。その要因として、日本における「待機」期間中の医療施設に対する依存度の高さと、スウェーデンにおける専門職のイニシアティブの高さが見出された。このことは従来指摘されてきたことであるが、調査結果はそれを経験する側の視点から具体的に捉え直すこととなった。

介護を要する状態の発生からセパレーション後の新たな生活に至るまでの夫婦の関係性の変化について、夫/妻役割の遂行困難と自己同一性の危機に対応すべくとり行われる夫婦間および彼/彼女らにかかわる人びとの相互行為を、われわれは安定化の「戦略」と概念化した。プロセス内で見られる諸々の「戦略」を比較分析することによって、夫婦という関係そのものの意味内容(これを夫婦規範と言い換えられるかもしれない)の違いが明らかになった。すなわち夫婦の関係変化に対処し生活を安定化するための「戦略」が、日本の事例においては直接的な介護役割の遂行をもって表出しているのに対し、スウェーデンの事例においては介護役割と感情的なパートナーシップ意識は分節化され、語りのなかでは後者が象徴的に表出されていた。また日瑞両地域のケアシステムやスタッフは各々の「戦略」を強化するかたちで機能していた。当日の報告では、調査データから具体的なエピソード取り上げて比較検討する。

なお本報告は文部科学省科学研究費基盤研究(B)(2)課題番号 13410063『人口高齢化と地域社会 - 日本とスウェーデンの比較研究』(研究代表 立教大学木下康仁教授)の成果の一部である。

【参考文献】

- Davies, S. & Nolan, M. (2003) 'Making the best of things': relatives' experience of decisions about care-home entry. *Ageing and Society*, 23(4), 429-450.
- Lundh, U., Sandberg, J. & Nolan, M. (2000) 'I don't have any other choice': spouses' experiences of placing a partner in a care home for older people in Sweden. *Journal of Advanced Nursing*, 32(5), 1178-1186.

痴呆をかかえる者とのコミュニケーションにおける疾患としての痴呆理解の問題

井口 高志 (日本学術振興会)

本報告では、近年注目されている痴呆性高齢者に対するケアの理念の意義と帰結を理解するために、われわれが痴呆をかかえた人を理解する様式である疾患としての痴呆理解について、社会学的な行為論の視点から、その効果と否定面にわたって明らかにし、痴呆をかかえる者を理解しコミュニケーションを継続していく試みの特質を明らかにすることを目的とする。

【1. 痴呆ケアの理念：関係論的痴呆理解】介護保険制度の改正に先立って高齢者介護研究会から出された報告書「2015年の高齢者介護」においては、「高齢者の尊厳」ということが理念として掲げられ、高齢者に対するケアのモデルとして、痴呆性高齢者へのケアが位置づけられた。これは、それまでの高齢者介護が、身体的な介助が必要な人や寝たきりの高齢者をモデルとして組み立てられていたことからの大きな転換だと言われている。

このように政策的にも注目されてきている痴呆性高齢者へのケアにおける理念と内容に、大きな転換が起きているとされている。それは、「家族視点から本人視点への転換」(石倉 1999)の理念の下での、これまでの身体的な面での介護から、痴呆性高齢者本人の意思の汲み取りや、介護者と痴呆の相手との関係性への配慮などの「感情労働」へのシフトであるという(春日 2003: 216-18)。こうしたシフトはある特徴的な痴呆をかかえる者の像を前提としている。たとえば、上述の研究会の報告書においては、痴呆性高齢者は「コミュニケーションが困難で、環境の変化を受けやすく」「感情やプライドは残存している」ととらえられており、特に、感情やプライドの残存によって、外界に対して強い不安を抱いているため、周りの対応によって、痴呆の行動障害の多くが引き起こされるとされている。すなわち、痴呆をかかえる者は、周囲の関わり方などの関係性のあり方によって、状態が変化する存在ととらえられている。こうした認識を本稿では、関係論的痴呆理解と呼ぶ。こうした関係論的な理解に基づく介護とは、痴呆をかかえた者を「人間」としてとらえて配慮することと、それに応じた適切なかわり方を構成要素としている。

以上のような痴呆をかかえる人を典型とした要介護高齢者像、そして、その像を基にした介護のモデルは、直接的には、ユニットケアやグループホーム、ならびに施設の職員のケアの研修という形での制度化が進められ、その理念は、いわゆる介護施設や職業的介護者に向けて提示されている。だが、痴呆をかかえる者を取り巻く社会関係を考えると、上述のような理念の転換は、痴呆性高齢者の出現に最初に立ち会う者、多くは周囲の家族にとっても無関係ではないと考えられる。多くの場合、痴呆をかかえる者にとって、施設への入所は依然として難しいだけでなく、在宅においても「見守りの介護」(本間・新名 1996)が中心となるため、在宅サービスが使いにくいと言われており、さらに、施設等に委託する形で家族が介護することを手放したとしても、家族と痴呆をかかえる人とのかわり方は残存している。また、そもそも、痴呆をかかえる人が最終的にどこで生を送ることになろうとも、痴呆をかかえる人の特徴が、ある種の自律的な判断の相対的な喪失である以上、痴呆の始まりから介護場所や介護主体の選定までの間、家族が関わる必然性は高くなり、その過程が家族介護の主になるとも考えられる。したがって、そうした選定までの過程において、家族介護者は、上述のような関係論的な発想・知識を意識して痴呆をかかえる者と接していかざるを得ないだろう。

【2. 「古い」痴呆理解：疾患としての痴呆】以上で見てきたような痴呆性高齢者に対する関係論的理解は、それが「新しい」ととらえられるからには、「古い」タイプの痴呆性高齢者理解が存在し、その「古い」タイプは批判の対象として置かれていると考えられる。では、「古い」痴呆性高齢者の理解とはいかなるものであろうか。それを最も単純に表現するならば、疾患としての痴呆理解である。疾患としての痴呆理解とは、痴呆性高齢者やその振る舞い、脳の器質障害に基づく疾患に還元する理解の仕方である。疾患として痴呆を理解することとは、上述した関係論的な認識に比べた時、以下のような特徴を持つと考えられている。まず、相対的に痴呆を抱える本人の気持ちなどへの注目の比重は低く、介護関係に関しては介護者の側の介護しやすさが中心に考えられる。また、あくまで痴呆症状の第一の原因は疾患に求められ、医学的にその疾患は治癒しないものであるため、介護者側の振る舞いや相手と作る関係性と相手の痴呆症状との間の相関関係は想定されていない。

こうした特徴を持つ疾患としての痴呆理解は、施設における個別性を無視した処遇批判に結びついて、関係論的な視座からは、批判の対象、克服されるべきものとされてきた。しかしながら、現実的には、痴呆性老人とかかわりコミュニケーションをとっていく上で、疾患としての痴呆という知識は、身近な他者の痴呆を疑い始めてから、介護を行っていく過程のどこかで参照されざるを得ない。多くの場合には介護者が医療や当事者組織などとのかかわる中で接することになる。そして、通常は、痴呆性老人の介護を行っていく上で欠くことのできない重要な知識だと考えられている。では、そうした重要な位置を占める疾患としての痴呆の知識とそれに基づく相手の理解は、上述したような関係論的痴呆理解といかなる関係にあるのだろうか。すなわち、関係論的な痴呆理解は、疾患としての痴呆理解のいかなる点を批判したことになり、介護者に何をもたらすことになるのだろうか。

【3. 本稿の課題】以上のような問題を解いていくためには、まずは、疾患としての痴呆理解が、介護者や介護者からの働きかけを受ける痴呆をかかえる人に対して持つ意味とその帰結について考えることが必要である。そこで、本報告では、家族介護者が、痴呆の相手とコミュニケーションをしていく上での、疾患としての痴呆の知識の効果について、痴呆の医療化論をふまえた上での検討を行う。その際に、考察の事例とするのが、筆者の行っている、痴呆をかかえる人の介護者同士が集う会での痴呆理解をめぐる「話し合い」において提示される問題やその問題をめぐってのやり取りである。

具体的な手順としては、痴呆の医療化論についてトレースした上で、そうした議論が、疾患としての痴呆理解の特徴として批判的に提起しているような(1)介護関係の安定と(2)相手のアイデンティティの決めつけが帰結するのかどうかを検討する。結論を先取的に言うと、そうしたある種の決定論的な想定は介護者のリアリティを捉えておらず、重要な点を見落としていると考えられる。そして、その考察を踏まえて、近年の関係論的な痴呆理解の強調が、家族介護者に対して、いかなる影響をもたらすのか/もたらさないのか、その論理的可能性を描き、疾患としての理解、関係論的理解双方が見逃しているものを指摘したい。

また、報告の際には、その他、(1)疾患として痴呆を理解すること、ならびにそれを批判する関係論的認識を論じる背景としての医療・医学の変動を社会的にとらえていく上での問題、(2)痴呆をかかえる相手とのコミュニケーションに必然的に付随する失敗・困難への援助として、報告者が注目している介護者同士の共同体の提起する可能性、などの本報告の検討から導かれる考察課題についても提示し、若干の検討を行いたい。(文中に挙げた参考文献は、当日配布の資料に掲載します。)

子ども虐待発生メカニズムの社会階層的視座

—事件が発生した生活困難層の実証研究—

谷口 由希子（日本福祉大学大学院研究生）

1. 問題意識と研究目的

子ども虐待に関する研究は、これまで主として医学・心理学的な着想の下に方向付けられてきた。確かに、加害者の心理的な成育歴や被害者の心理的後遺症は、子ども虐待問題の主要なテーマであり問題解決のためにも解明が急がれる。しかし、この着想は子ども虐待を「加害者と被害者」、「問題家族」のみの問題として位置付け、社会との関わりで引き起こされているという虐待の社会的要因を見過すことになりかねない。しかしながら、社会構造と子ども虐待との関連性についてはほとんど議論されていないのが現状である。本研究ではこうした問題意識から、社会階層に軸を置きつつ、虐待と社会階層の関連性について指摘する。本報告では、とくに低階層である生活困難層の虐待事件について事例研究の手法から子ども虐待発生メカニズムの社会的分析を行うことを目的としている。

2. 研究の方法

(1) 仮説と分析枠組み

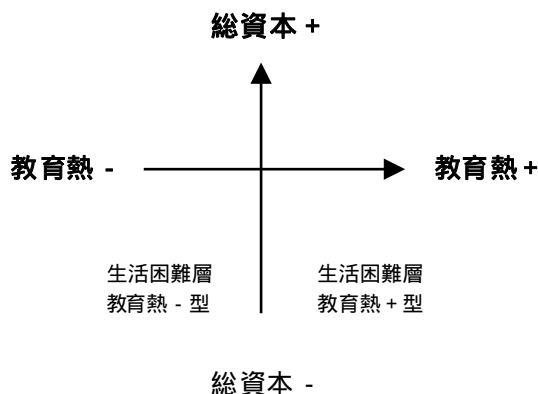
まず、子ども虐待に関する先行調査を網羅的に再分析した結果、本研究の仮説として以下の2点が挙げられた。

子ども虐待は、経済的困難を抱える低階層で多く発生しているが、とくに公になったケースは日常的・継続的困難がある下層に集中している。

子ども虐待は、比較的軽度ながらも社会に伏在しており、これらの虐待は低階層だけではなく、新中間層などの比較的上層でも発生している。

この仮説に基づき、社会階層を軸に置きつつ分析を進めていく。ただ本研究では、子育ての極限状態といえる子ども虐待との関連で階層を説明していくため、従来の階層概念にとらわれることなく、P.Bourdieu (1979) の資本概念を援用し、生活困難層という新たな概念を提示したい。生活困難層とは、社会的に排除されやすい傾向にある階層をさすことから、総資本量に対する生活困難層の位置付けは相対的に低くなる。本報告では、生活困難層を次のように定義づけよう。生活困難層とは、すなわち、社会的に周縁化されやすい階層であり、具体的には、低所得者層もしくは、他世帯とは可視的な差異があり、総資本量が相対的に少ない階層である。

子ども虐待との関連で述べると、事件が発生した家庭は生活困難層の中でも、子どもに対する育儿的モチベーションが二方向に向いている。これを教育熱とネーミングし、総資本量との関連で図示すると以下ようになる。そこで本報告ではこれを理論枠組みとして、生活困難層教育熱-型、生活困難層教育熱+型の2事例进行分析する。



(2) 調査方法

本報告では、裁判資料とフィールド調査を史資料として実証的分析を行う。裁判資料は、刑事確定訴訟記録法

に基づいて著者が検察庁に閲覧申請を行い、事件担当検察官によってそれが許可されたものである。具体的には、起訴状、冒頭陳述要旨、論告要旨、弁論要旨、判決、公判の記録（速記記録）被告人の警察・検察での供述調書、事件に関係する人の警察・検察での供述調書、など被告人の更生の妨げとプライバシーに関わる部分が削除されたほぼすべての公判提出資料である。フィールド調査は、裁判資料で得た知識を活かしながら、地域の現状や支援体制についてインタビュー調査を行った。

3. 考察

生活困難層におけるベクトルの異なった2つの事例（ネグレクトと しつけを主張する虐待）を分析した結果、以下のことが考察された。

虐待事件が発生した家族は、生活困難層特有の薄幸が見受けられた。社会的に排除され続けた親たちは、無意識のうちに自分の状況を見限る *habitus* がある。階層移動をするための上昇志向をもつ意思さえも剥奪され、これが結果的に社会化を阻むという構図が確認された。

地域住民は、当該家族の問題性に気づきながらも、支援や対策をとっていない。生活困難層は、地域住民との間において孤立する傾向にあり、ここには「階層化力」（1993：小澤）がはたらいている。しつけを主張する虐待では、暴力をとおしてのしつけが正統的なものとして象徴的な力を発揮しながら、親から子へ伝えられようとしていた。この文字通りの暴力は、歪曲した形ではあるが親の *habitus* が導き出す正統性からなりたち、親から子へ伝わる再生産である。

【引用文献】

Bourdieu, P. 1979, *LA DISTINCTION*

= 石井洋二郎訳 1990、『ディスタンクシオン』藤原書店。

小澤浩明 1993 「地域社会での＜階層化秩序＞と『生活困難層』—＜うわさの階層構造＞と孤立・敵対のメカニズム」（5章）『豊かさの底辺に生きる—学校システムと弱者の再生産—』青木書店。

自由報告・第2部会

日時：6月26日（土）13:30～16:50

会場：法文1号館315教室

司会：河野 真（兵庫大学）

1. OECD諸国における年金制度改革の方向と類型
——収斂か多様性の維持か？

鎮目 真人（同志社女子大）

2. 英国における社会的企業の組織論的分析

○藤井 敦史（東北大学） 清水 洋行（東京学芸大学）

3. 英国における社会的企業の展開とボランティア・セクターの変容

○清水 洋行（東京学芸大学） 藤井 敦史（東北大学）

4. 「生産的福祉」と「参与福祉」

——韓国の経験から読む福祉国家再編の論理

金 成垣（東京大学）

5. 「高齢社会」における「福祉」問題と「余暇」問題

——韓国の高齢化と「新有閑階級」を手がかりに

李 百鎭（東京大学）

OECD 諸国における年金制度改革の方向と類型

—収斂か多様性の維持か？—

鎮目 真人（同志社女子大学）

1. 本報告の目的

OECD 諸国を始めとする高齢化が進んだ諸国では年金改革が盛んである。そこでは、特に年金給付の削減が改革のテーマになっている。本報告では、こうした各国の年金制度の縮減にともなう変化を捉え、さらに、制度変化に関するホール（Hall）の3類型を拡張した類型論を基に変化の内容について分析する。

2. 制度変化の類型

ホールは政策手段と政策目的の2つの軸を基に制度変化を3段階に区分している(Hall 1993: 275-296)。最初の第1段階の変化(First order change)は、過去の経験や新しい知識に応じて、政策の目標や政策の手段(instrument)はそのまま、政策手段の水準を変えたり、その設定(instrument settings)を変えることからなる。次の第2段階の変化(Second order change)は、政策の目標はそのまま、政策手段の水準や設定、政策手段そのものを変えることを意味する。最後の第3段階の変化(Third order change)は、政策手段の水準や設定、政策手段そのもの、政策目標など全てを変えることを意味する。第1段階から第2段階の変化のように、政策に課せられた目的が変わらなければ政策の手段が変わっても、その結果において大きな変化は生じないであろう。また、第3段階の変化のように、政策の目標とその手段がともに変化すれば、その結果においてビックバン的に大きな変化が生じると考えることができる。さらに、ホールは定義していないが、第1段階の変化とは逆に、政策の目的が変われば、政策の手段がそれほど大きく変わらなくても政策に根本的な変化が生じうると考えられる。初期変化は小さくても、最終的に大きな変化をもたらす契機となる改革は、非難回避(blame avoidance)が問題となる現実の政策場面では大きな意味を持つだろう。それらの関係は以下の表のように示すことができる。ホールのいう、第1段階の変化に相当するものは「制度調整的改革」、第2段階の変化に相当するものは「制度代替的変革」、第3段階の変化に相当するものは「ビックバンの根本改革」と書き表している。また、本報告で新たに加えた変化は「漸進的根改革」としている。

表 制度変化の類型

	目標の変化なし	目標の変化あり
政策手段の水準や設定の変化	制度調整的改革 (第1段階の変化に相当)	漸進的根改革
政策手段の水準や設定、手段自身の変化	制度代替的変革 (第2段階の変化に相当)	ビックバンの根本改革 (第3段階の変化に相当)

3. 各国における年金制度改革の方向

各国の年金制度の手段の変化をみると、多くは、支給開始年齢の引き上げ、高齢化や平均寿命を考慮に入れた給付スライドの変更、就労促進的な制度への変更、保険料率の引き上げ、保険料拠出期間

の延長など、給付調整や徴収方法といったレベルの変更である。これは、政府をはじめとする改革の主体が縮減をともなう改革に着手する場合、すでに長年にわたって築かれてきた現行の公的年金制度を根本的に改革するのは既得権の侵害や「二重の負担」問題などによって困難なため、給付削減の過程を不透明にしたり、受給権者に対して改革における責任の所在をつかみにくくするなど、「情報の非対称性」を利用することによって、改革に関して非難回避的行動をとるためであると考えられる(Pierson 1994)。さらに、改革の目的も少子高齢化に対して既存の制度の持続可能性を高めることを意図しているケースが多い。従って、OECD 諸国で実施されている改革の多くは、制度の目的はそのまま、政策手段の水準や設定の変更を行う「制度調整的改革」と位置づけることができるだろう。

しかし、社会民主主義レジームに属するフィンランド、デンマークでは従来の市民権に基づく普遍的な均一給付年金制度に所得調査が導入され、また、スウェーデンでは普遍的な均一給付が所得調査付の最低保証年金に変わるだけでなく、報酬比例年金が確定給付制度から確定拠出制度に移行するなど、かなり大規模な改革が実行さ

れている。ただし、これら北欧諸国の基礎年金改革の内容を分析すると、基礎年金による平等の確保という目的は従来と同様に保持されていると考えられる。そのため、デンマークやフィンランドの基礎年金改革は、制度の目的が変わらず、既存の制度の変更という形態をとっているのが「制度調整的改革」と位置づけられ、スウェーデンの基礎年金改革は、制度の目的は変わっていないが、新たな制度を導入したので「制度代替的改革」と特徴付けることができるだろう。また、スウェーデンの報酬比例部分の年金改革の主要な目的は、制度の不公平や不安定性を是正して年金制度の信頼性を高めつつ、退職期に十分な給付水準の所得保障を講じることであるため、制度の基本的な目的は従来と変わっていないと考えられる。こうしたことから、大きな制度変更を伴う改革であっても、報酬比例部分の改革は「制度代替的改革」と特徴付けることができるだろう(Nordlund 2002:40)。スウェーデンの年金改革では、中間所得以上層の私的年金への動きを封じ込めることによって(Timonen 2001:40)、公的年金制度のサステナビリティを高めたという点が特徴的である。

他方、概念上の確定拠出や部分積立てを導入したスウェーデンの「制度代替的改革」をみると、年金制度の構造において民営化を導き易い環境ができたとみることもできる(Söderström, Rikner 2003:183)。そのため、例えば政権党の交代などによって制度の目的が変われば、積立部分の漸進的拡大とそれに伴う年金運営の漸進的民間委託などの手段による「漸進的根本改革」を通じて、最終的に残余モデルに近い形態にもなりうる余地が拡大したといえる。これは、積立方式の補足的な老後保障年金を導入したドイツにも当てはまる。今後、OECD諸国の年金制度において残余モデルへの収斂などの根本変化が生じるかどうかを見極めるためには、政策目的の変化とそれに関連する政策手段の変化に特に留意する必要があるだろう。

参考文献

- Hall, Peter A. 1993. Policy Paradigms, Social Learning, and the State, *Comparative Politics*, April, pp. 275-296.
- Nordlund, Anders. 2002. *Resilient Welfare States-Nordic Welfare State Development in the Late 20th Century*. Department of Sociology Umeå University.
- Pierson, Paul. 1994. *Dismantling The Welfare State?* Cambridge Univ. Press.
- Söderström, Lars, Rikner, Klas. 2003. "Privatization of social insurance with reference to Sweden.", In *Alternatives for Welfare Policy*, by Torben M. Andersen, Peter Molander (eds.), Cambridge Univ. press, pp. 167-188.
- Timonen, Virpi. 2001. "Earnig Welfare Citizenship: Welfare State Reform in Finland and Sweden." In *Welfare States under Pressure*, by Peter Taylor-Gooby (eds.), Sage, pp. 29-51.

英国における社会的企業の組織論的分析

—CAN を中心とした英国社会的企業の調査報告(1)—

○藤井 敦史(東北大学)・清水 洋行(東京学芸大学)

1. 欧州における社会的企業と社会的企業論

現在、欧州では、社会的経済や連帯経済の流れを基盤として、「社会的企業(Social Enterprise)」と呼ばれる事業体が、対人社会サービスのみならず、「社会的排除」を被っている人々に対して仕事を提供することにより社会包摂を図るワーク・インテグレーションの領域において注目を集めつつある。「社会的企業」という言葉は、最近、日本でもコミュニティ・ビジネスや社会貢献を重視する企業を説明する文脈で使われるようになってきているが、企業とNPOの融合した形態として、極めて曖昧にしか使われていない。

しかし、欧州における社会的企業に関して理論化を図ってきた、EMES ネットワーク(社会的企業に関して、EU 全体から研究者が集まって学際的に組織されている研究ネットワークで、ボルザガ、エヴァース、ドゥフルニ、ラヴィル等が主要メンバー)によれば、社会的企業とは、以下のように捉えることができる。すなわち、財やサービスの継続的生産を行う、一定の経済的リスクも負った事業体であり、(協同組合について一般的に語られているような)閉鎖的な共益を超えたコミュニティの利益、すなわち、より公益的要素の強い目標を志向し、非営利性=「利益の非分配」原則は重視されるものの米国NPOほど厳格には扱われておらず、一方で、多元的なステークホルダーによる民主的な参加をより重視するといった諸特徴を有した組織である。

そして、更に、EMES ネットワークによる社会的企業理論では、社会的企業における「企業性」として、社会的起業家によるイノベーションが強調されている。この場合のイノベーションとは、ドゥフルニによれば、例えば、市場や行政では対応できないようなニーズ・オリエンテッドな新しいサービスの提供、多様なパートナーを巻き込んだ新しい生産方法、ボランティアと有給スタッフのミックスという形での新しい生産要素の導入、行政の外部委託を中心とした新しい市場関係といった点が指摘されている。

加えて、社会的企業理論では、社会的企業における「社会性」の基盤として、民主的参加と同時に、互酬性規範を基礎とした水平的な信頼関係としてのソーシャル・キャピタルを重視してきた。社会的企業にとって、ソーシャル・キャピタルとは、市民社会に由来する資源であり、具体的には、寄付やボランティアと同時に、多様なアクターとのネットワークやコラボレーションを意味する。こうしたソーシャル・キャピタルは、マネジメント上の観点からすれば、社会的企業の取引コストや生産コストを引き下げ、多様なアクターとのシナジーの中からイノベーションを生み出していく重要な組織基盤であり、かつ、コミュニティ形成と直結している点で重要な組織目標そのものと言えるだろう。

2. 英国における社会的企業の台頭

本報告では、以上のような社会的企業の事例として、英国における社会的企業を扱う。ブレア政権下の英国においては、ベスト・バリュー政策による行政改革やそれに伴う積極的なパートナーシップ政策(コンパクトや地域戦略パートナーシップ)のもと、産業貿易省(DTI)などが社会的企業の積極的な促進策を打ち出し、最近では、社会的企業が資本金を集めやすくするために Community Interest Company(CIC)という新たな法人格までも用意されてきている。近年、日本でも、こうした英国社会的企業についての紹介が徐々になされつつあるが、中間支援団体や関連省庁を対象とした調査報告のレベルを超えるものは未だにほとんど見受けられず、英国における社会的企業が、具体的に、どのような組織実態(組織メンバー構成、財政構造、統治構造等)を有しているかは、ほとんど明らかになっていない。

そこで、本報告では、2004年3月に北島健一(松山大学、経済学専攻)・藤井敦史(東北大学、経営学専攻)・清水洋行(東京学芸大学、社会学専攻)によって実施した社会的企業並びにボランタリー組織、約20団体を対象とした共同調査を基に(具体的な調査対象団体の概要に関しては、清水報告予稿を参照されたい)、英国社会的企業における組織構成、財政構造、統治構造、また、社会的起業家(social entrepreneur)が社会サービスのイノベーションにおいて果たす役割等について、その実態を明らかにしていくことにしたい。

なお、英国の社会的企業は、多岐にわたっており、社会的企業の促進を目的とした中間支援団体 SEL(Social

Enterprise London) によれば、協同組合運動の流れに基盤をおくものから、開発トラスト、ソーシャル・ファーム、ソーシャル・ビジネス、コミュニティ・ビジネス、労働者所有企業等、様々な組織が含まれているという。そうした中で、今回の調査において主たる対象となった社会的企業は、「社会的起業家」概念を積極的に提起している CAN (Community Action Network) と、そのメンバー団体である社会的企業である。

3. 英国社会的企業調査からの主たるファインディングスに関して

CAN を中心とした社会的企業におけるガバナンスは、民主的参加を重視したものというよりは、社会的起業家個人による強力なリーダーシップを重視する組織文化を伴ったものになっていた。このことは、ホームレスや麻薬患者等を対象とした事業であるがゆえに、初発の段階では地域社会とコンフリクトを起こしやすく、また、当事者サイドも参加能力や参加意欲を欠如している場合が多いことなどが関係しているように思われる。

社会的企業によるイノベティブな事業展開は、ソーシャル・キャピタル、とりわけ企業とのネットワークによって支えられている。しかし、同時に、予想外に非常に多くの政府資金が流入していることも印象的であった。助成金としては、公営宝くじの収益金から拠出されるコミュニティ・ファンドやニュー・オポチュニティ・ファンド、統一再開発資金 (SRB) 社会的弱者の職業訓練を対象とした EU からの助成金等が存在しており、政府との事業委託契約による受託金収入も非常に大きな割合を占めている。

このような社会的企業の財源構成は、日本のコミュニティ・ビジネス論で強調されているような一般市場での自主事業がそもそも困難なこと、また、行政のアウトソーシングによって生まれたニッチに焦点を当てること（一般市場で営利企業と競争することなく）市場で競争力を発揮しにくい労働力を有する社会的企業が生き残っていくために重要な戦略になっていることを意味しているように思われる。

参考文献

C. Borzaga and J. Defourny (eds.) 2001 *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge.

英国における社会的企業の展開とボランティア・セクターの変容

—CAN を中心とした英国社会的企業の調査報告(2)—

○清水 洋行(東京学芸大学)・藤井 敦史(東北大学)

1. 問題の所在

英国では、従来、政府やボランティア団体の領域と見なされてきた公共サービスの一部について、それらが十分に機能していない地域や事業を中心に、社会的企業(Social Enterprise)と呼ばれる小規模な企業体が展開している。この展開は、政策的には1997年以降のブレア労働党政権下において、サービス提供団体としてのボランティア・セクターの役割の重視を背景に広がり、注視されるようになってきたものである。しかし、個々の団体をみると、それ以前から事業を展開してきたものが含まれているとともに、その系譜も多岐的であることがわかる。さらに今日、社会的企業の展開は、ボランティア・セクターの再編を巻き込んだ動きを見せている。

2. 調査の概要

今回の報告は、2004年3月に北島健一(松山大学、経済学専攻)・藤井敦史(東北大学、経営学専攻)・清水洋行(東京学芸大学、社会学専攻)が約20団体を対象に実施した共同調査の成果である(大学院生1名が同行)。当調査では、まず、「社会的企業」という概念を積極的に提起している中間支援団体であるCAN(Community Action Network)と、そこに関連する社会的企業の事例を中心にを行った。そして、CANとは異なる系譜の社会的企業の動きについて、協同組合の系譜にもとづくSEL(Social Enterprise London)・ボランティア団体およびその中間支援団体であるNCVO(National Council for Voluntary Organisations)を対象とした。地域的には、ロンドン、イングランド内の地方都市、ウェールズ内の都市(カーディフ市他)で実施した。

なお、当調査は、文部科学省科学研究費補助金(基盤研究C)「コミュニティ・ビジネスのコラボレーション構築に関する国際比較研究」(研究代表 中村陽一)・同(若手研究B)「ソーシャル・キャピタルを基盤とした社会的企業の国際比較研究」(研究代表 藤井敦史)による研究成果の一部である。

3. 事例の概略

考察の対象とする事例は、以下ようになる。

CAN

この中間支援団体は、1984年からロンドン東部の貧困の激しい地域でコミュニティ・センターを設立・運営してきた社会的起業家(social entrepreneur)と、1968年からロンドン郊外で麻薬患者に対するホステルや就労支援を行う団体を設立・運営してきた社会的起業家他を中心に、英国各地で孤立している社会的起業家どうしのネットワークづくりを目指して、1998年に設立された。

CANの関連団体

CANの関連団体は、上述した団体を含め、失業や貧困が慢性化している地域や、ホームレス、麻薬中毒者、障害者他に対する福祉・医療等のサービス提供や就労のためのトレーニングが中核となっている。その形態は多様であるが、下記のようなタイプを含む。

コミュニティ・センター型.....施設で多様な活動や仕事を創出していくタイプ。

専門職中心型.....麻薬患者やホームレス等に対して、専門職によるケア・プログラムやジョブ・トレーニングを提供するタイプ。ホステルを併設するタイプもある。

リサイクル事業型.....企業等から不用となったオフィス家具やパソコン等を譲り受け修理する。修理の過程が失業者向けのトレーニング事業であるとともに、家具等の売却を収益とする。企業等にとっては廃棄物の埋め立てにかかる課税を避けるメリットがある。

SEL

協同組合を基盤として設立され、保育所の運営など若者や女性の就労支援に取り組む社会的企業を支援する中間支援団体である。上述したCANとは異なる視点から社会的企業を提起している。

ボランティア・セクター

大規模組織の展開.....ボランティア・セクターの商業化(commercialisation)が進み、その経済規模は 1991 年から 2001 年の十年間で倍増した。この変化は、主に大規模な団体のいっそうの成長に起因するものであり、商業化はボランティア・セクター内部の分極化をともなっている。ボランティア団体が事業収入を増やすために設立したカフェやケータリング等の事業部門・組織を社会的企業の一つとする考え方がある。

コミュニティ施設管理型.....1940 年代~1950 年代にかけてニュータウンの造成とともに開設されたコミュニティ施設(Community Building)の管理組織を、今日の社会的企業のカテゴリーに含む立場もある。ここでの社会的企業は Community Enterprise という用語と交錯する。

4. 社会的企業とボランティア・セクター

今日、何を社会的企業と見なすかは非常に論争的である。その背景には、藤井報告で詳説されるように、公営宝くじの収益金からの補助金、統一再開発資金(Single Regeneration Budget)、地方自治体からの補助金等、ボランティア・セクターに対して支出されている補助金が、社会的企業の財源としても同様に少なからぬ比重を占めていることがある。

政府レベルでは、社会的企業の実態にあわせるかたちで、株式の発行等による資金獲得の容易化と社会的利益の創出との両立を図る Community Interest Company という新たな法人格が創設された。地域レベルでは、同種の事業をめぐるボランティア団体と社会的企業とが競合しているというよりも、自治体やボランティア団体が取り組んでいない地域やサービスという、いわば「ニッチ」な領域で社会的企業が事業展開している段階のようである。ただし自治体の中には、ローカル・コンパクト等にもとづくボランティア団体とのパートナーシップとは別に、社会的企業の設立・育成に取り組んでいるところもある。

参考文献

- パーヴィス, フィリダ 2003 「未来社会に向けて - イギリスにみる地域に根ざしたスモール・ビジネス - 」『日本ボランティア学会 2002 年度学会誌』
- 塚本一郎 2003 「イギリスにおける社会的企業の台頭 - 労働党政権下における市民事業と政府の新たな協働 - 」明治大学『経営論集』50 巻第 3 号。

「生産的福祉」と「参与福祉」

—韓国の経験から読む福祉国家再編の論理—

金 成垣（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）

近年の「多様な第3の道」論が示唆しているように、福祉国家政策に新自由主義的傾向がより拍車をかけているグローバル時代のなかで、一方では、「効率」を重視する＜市場経済＞と、他方では「社会的公正」を重視する＜福祉政策＞とをいかに併行するかという問題が多くの国々における共通の課題となっている。この意味で、＜市場と福祉の関係性＞をいかに読み取るかは、今日の福祉国家再編の核心問題であり、また福祉政策研究の重要な課題のひとつであるといえよう。

ところで、以上のような問題を問うてみるうえで、昨今における韓国の経験は注目に値する。1997年末のIMF経済危機以降、危機克服という国家的課題を背負って登場した金大中政府は、IMFの要求を充実に実行に移し、金融、財閥、産業、公共、労働分野など様々な分野において構造調整政策を推進してきた。それは、アメリカ流のグローバル・スタンダードに合致するための広範囲の改革であって、その基本方向は、当然ながら市場原理やその合理性を強調する新自由主義的思考方であった。しかしながらその一方で、政権成立から1年たった時点で「生産的福祉」という考え方を国政目標に追加し、韓国の福祉政策発達史のなかで類例のないラディカルな改革を試みた。その「生産的福祉」には、新自由主義的論理を念頭に置きつつも、伝統的な福祉国家の理念である制度的福祉を実現するような政策的課題が含まれており（大統領秘書室生活の質向上企画団『生産的福祉への道』、1999）。実際、その政策構想のもとで、社会支出の急速な増加、国民皆年金・皆保険の実施、権利性を強化した国民基礎生活保護法の制定など、「福祉国家の超高速拡大」ともいふべき変化や成長を経験した。通常であれば、新自由主義の広がりには国民国家の自立性を弱体化して福祉国家の縮小をもたらすはずだが、韓国の場合は、そのような状況でむしろ福祉国家化が積極的に進められたのである。後発福祉国家である韓国が経験した、いうならば＜市場経済化と福祉国家化の併行＞という経験には、「市場経済の実質的な発展のためには生産的福祉が必要である」という「生産的福祉」の考え方、つまり、上述したような＜市場と福祉の関係性＞に関する問題がそのまま現実に反映されているといえよう（金成垣「新自由主義と福祉政策——韓国の『生産的福祉』からの一考察」社会政策学会誌11号、2004）。

ところで、2003年初頭、金大中政府の後を継いで登場した盧武鉉政府は、その進歩的な政策性向から「生産的福祉」の考え方を継承・深化させると期待されている。もちろん、現政府が標榜している、いわば「参与福祉」の政策構想はまだ明確ではなく、現在のところその具体的内容を的確に把握することは困難である。しかし、保健福祉部が最近出している報告書（『福祉と経済の好循環関係』、2003年10月）をみれば、「経済成長と福祉の好循環」という考え方から「福祉と経済を二元的かつ対立的なものではなく、均衡と好循環の関係から捉えること」を「参与福祉」の基底に据えており、それをみるかぎり、「参与福祉」は、＜市場経済化と福祉国家化の併行＞を可能にした「生産的福祉」とその問題意識を共有していることは確かである。

しかしながら、問題意識を共有しつつも、「参与福祉」は「生産的福祉」とは差別化した路線にならざるをえない状況に直面していることも看過できない。「生産的福祉」は、IMF経済とそれに続く新自由主義的構造調整のなかで生まれた概念であり、そこには、急速な市場経済化が漏出させた韓国福祉国家体制の脆弱性の問題が反映されている。つまり、過去の「先成長・後分配」という成長至上主義がもたらした脆弱な福祉国家体制のもとで、韓国が直面した市場経済化は、失業や貧困などといった社会的リスクを増幅させ、それが家族や地域社会などを含むインフォーマル部門の福祉的諸機能の弱体化という結果となり、その代わり「大きい政府」を志向するような伝統的な福祉国家の理念を同時に実現しなければならない状況が反映されている。この意味で、「生産的福祉」に読み取れる福祉問題は、先進福祉国家がすでに実現し捨て余している20世紀的な伝統的福祉国家の理念であった。

これに対して、盧武鉉政府の「参与福祉」は、「社会件としての福祉権」「制度的再分配モデル」という「生産的福祉」に見られる伝統的福祉国家の考え方を継承しながらも、それと同時に、政府の再分配のみに依存してきた制度的福祉モデルを中心とする伝統的福祉国家の限界に対する認識がその底辺に存在している。グローバル化、高齢化、情報化などといった長期的趨勢のなかで、「参与」というコードから読み取れる21世紀の福祉問題には、

「生産的福祉」の20世紀的なケインジアンパラダイムとは異なり、一方的な福祉供給者としての政府の役割に対する見直しと共に、参加（参与，参画）と連帯，ネットワーキング，パートナーシップなどをその核心課題にしつつ，市場と福祉の新たな関係性を模索するしなければならぬことを示唆している．もちろん，こういった問題が実際にいかなるかたちで現れてくるかはこれからみていくべき問題であろうが，少なくとも現政府の政策的性向，そして政策構想のアウトラインをみるかぎり，新自由主義とは共振しない新たな政策方向を読み取ることができる．

本報告においては，「生産的福祉」と「参与福祉」という，近年の韓国の福祉政策分野に見られる2つの政策構想の考え方を媒介としながら，そこに反映されている韓国的経験の実態を明らかにしつつ，それが，今日多くの国々における福祉国家再編の最も重要な論点のひとつである＜市場と福祉との関係性＞の問題に対して示唆する示唆点を考えてみることにしたい．

「高齢社会」における「福祉」問題と「余暇」問題

—韓国の高齢化と「新有閑階級」を手がかりに—

李 百鎭（東京大学大学院）

本報告は「福祉」と「余暇」問題を絡ませて「高齢社会」を考察したものである。「高齢社会」は産業社会の文脈でさまざまな問題を抱える社会であるが、韓国社会も超高速の高齢化が進んでおり、その負の部分で産業社会の枠で解決しようとしている。本報告では「余暇社会論」の文化的要因を汲み入れその道義的に reasonable な根拠を探り、「高齢社会」の裾野を広げ、幸福な社会を目指す「希望論」の可能性を考えてみたい。

そもそも長寿は人間の希望であった。BC500年ギリシャ人の平均寿命は18歳、AD100年頃のローマ人の平均寿命は25歳程度であったと言われ、19世紀中葉のヨーロッパのいくつかの国では平均寿命45歳になった。そして医療技術の発達や産業化が進み豊かな生活を営むようになる近代化の恩恵によって、2000年のヨーロッパ先進諸国の平均寿命は75歳にまで延びており、世界人口の平均寿命をも2020年に70歳になると予想される。しかし個々人にとって希望であったはずの長寿は、産業社会という文脈においては、大きな社会問題として顕現するようになる。つまり、保健・医療技術の発展によって伸びた分の寿命の有り余った余暇時間をいかに過ごすのか、そして経済的生産技術の発展は労働者の需要を減少したが、労働力の高齢化による生産性の低下をどうするか、また大衆教育の拡大によって、知識の落差や価値観の乖離などによる疎外という社会心理的問題、さらには都市化の進展によって、過疎化する地方と高齢者の孤立する問題などが上げられる。とくに制度的な側面においては、介護問題や年金医療問題、住宅及び雇用問題などが議論される。ところで1980年以降、「福祉国家の危機」に関する議論が盛んになり、公平性を重視する福祉国家体制の問題が指摘されるようになった。それはおもに経済的合理性の面から非合理的な体制によって引き起こされたと指摘され、福祉にかかわる政府の役割を減少し、民間営利・非営利部門の役割を増大していく方向への動きである。つまり、福祉の供給主体の多元化あるいは多様化によって効率性を保ちながらの産業社会の枠の中での「解」を探し求めている。

このような流れの中で、韓国においても、1960年の平均年齢が52.4歳から、1975年の63.8歳、1985年の68.4歳、1995年の73.5歳、2001年の76.5歳に至り、2020年には78歳にまで伸びるようになる。2000年には高齢化社会に進入し、2022年には高齢者人口が全体人口の14%を超える高齢社会に、2032年には21%を超える超高齢社会になると見込まれている。そして1970年代にはじめて社会問題としての高齢者問題が登場し、1989年には「老人福祉法」が制定され、1990年以降からは具体的な制度の整備に関する議論がなされるようになった。このような超高速の高齢化が進む背景は、やはり近代化の《韓国的経験》によるものと思われる。つまり、韓国社会は遅ればせながらもNIES(Four Dragons)として世界資本主義体制に参入することになり、1963年には9.1%そして1966年には12.7%のGNP成長を記録し、「漢江の奇跡」と呼ばれる高度成長を達成する。それは3年連続12.7%の成長を記録した1986年から1988年までつづき、1983年、GNPが2千ドルを超えるようになり、貧困との決別を宣言し、1989年は5千ドル時代に進入する。わずか30年間の「圧縮成長」によって、生活水準が向上し中産層が増え、彼ら自ら中産層という階級所属意識が拡大した。そして1993年にはOECDへの加入、1995年にはGNPが1万ドルを超えるようになり、先進国と肩を並べた。このような近代化の《韓国的経験》とともに、高齢者は経済的・社会的疎外に苛まれるようになり、希望としての高齢化が絶望として現れ、それを乗り越える方策として議論されるようになったのが、「生産的福祉」概念で進められる諸福祉政策である。ところで、「生産的」という語からも窺えるように、産業主義の枠の中での「解」を求めていると考えられる。

さて、論点であるが、昨今において「福祉国家論」を乗り越えようとする試みとして「福祉社会論」がある。武川の文脈で言えば、21世紀型福祉国家の再編と包摂に関わると思われるが、「福祉」問題が前提にしている平等という普遍性に社会的要因を取り入れることとして理解できよう。本報告は、韓国における超高速高齢化という現象に関わる経験的な資料を検討することによって、この社会的要因を取り出そうとするが、1940-50年代にアメリカで盛んであった「余暇社会論」に関する議論は大いに参考になる。もちろん余暇政策の多くが福祉政策と重なる点もあるが、それより政策の前提をいかに道義的に導くかの問題を考察することによって、「高齢社会」の在処を明確にすることができよう。

「余暇社会論」は、先進産業社会がすでに「余暇社会」という理想的な状態になり、「産業化論理」の必然的な結果である、というものである。またその「余暇社会」というユートピアに楽しみを通じての自己実現という価値を付与することによって妥当性を確保しつつ、諸個人の 楽しみ の追求 にアリバイを提供した。このような文脈で、ミチェロンは高齢者を「新有閑階級 The New Leisure Class」として捉え、仕事や社会的義務から自由になり退屈や孤独からいかにして真の余暇を価値のあるものとして活用できるかを考えた。そのロジックは「本質的な喜び」という言葉によって導かれることになるが、彼の文脈でこの言葉を検証する術はない。「余暇社会論」においても、Dumazedier は余暇を休息 relaxation、娯楽 entertainment、自己開発 personal development として捉えるなど、他の論者の定義もいずれも、娯楽 entertainment や楽しみ pleasurable や、生きる喜びへの関心など、遊び（遊戯）的要素を余暇の中心に据えつつ、それを自由な自己実現として同定していることが窺えるであろう。

しかしながら、このような定義を背景にしつつもその経験的な研究は、Adorno らの批判理論によって、保守的・機能主義的な傾向と経済的還元主義や合理性の背理のロジックによって退けられる。Adorno らの批判理論において哲学は「約束」を守らせることであるが、その主張をもって人々に「希望」を抱かせながらも、経験的社会において実現されないと、それは逆説的に人々を欺くイデオロギーに転落してしまうと、読みとることができよう。だが、彼らの議論も、けっきょくは、近代の和解（否定弁証法）や 希望 を比較的自律的な領域である「余暇領域」に託しながらも、彼らの「約束」も理性による理性への徹底的な批判によって迷路を彷徨うことになる。つまり 希望 を約束するところかペシミズムに陥らざるを得ない。ところで両者の議論を通じて、アドホックな説明を導いた前提を取り出すと、かつての「余暇階級」の高貴な生という目指すべき目標があった。このように理論の内部に滑り込む規範的要素を当該社会における人々の価値観に置き換えることによって、その道義性を確保できる可能性が垣間見られることになる。

そして最後に、再び「高齢社会」に戻ることになるが、超高齢社会の段階になると、21%以上の人口を高齢者が占めることになり、彼らが欲するであろう「幸福な老い」たぐいの前提が当該社会の価値観として浮き彫りになるであろう。すると、「高齢社会」は個々人の 希望 として想定することができるだろうし、その社会における福祉政策も政策の恩恵を受ける対象の 幸福 が道義的な根拠として実在性を帯びることになるであろう。本報告は以上のような展開で福祉社会学と余暇社会学の接点を往復しながら、「希望論」としての 幸福 の社会学の可能性を模索してみたものである。

自由報告・第3部会

日時：6月27日（日）09:30～12:10

会場：法文1号館215教室

司会：松原 一郎（関西大学）

1．岡村「福祉コミュニティ」論の内在的課題

平川 毅彦（富山大学）

2．社会的排除と包摂に関する社会意識 ——社会福祉政策に向けての人びとの価値基盤について

小坂 啓史（愛知学泉大学）

3．身体的不自由性にある高齢者の「主体の再構築」像 ——媒介としての物的環境の射程

猪熊 ひろか（東京大学）

4．ヘルスケアの産業モデルの社会理論的視座

稲垣 伸子（中京大学）

岡村「福祉コミュニティ」論の内在的課題

平川 毅彦(富山大学)

「福祉コミュニティ」という発想が、1974年に公開された岡村重夫の著作にその源をたどることが出来るとするなら、現在流通している「福祉コミュニティ」論の多くはこの出発点を無視ないし曲解にもとづいて行われている見なさないわけにはいかない。

「福祉コミュニティの概念」は「厄介な代物で、幾通りにも解釈され、立場が異なると、その理解もまるで違ったものになる」(牧里、1994、p.82)とされている。そのため、「福祉コミュニティ」をキーワードとしてオーソドックスな文献レビューを試みようとするとき、Hillery(1955)がCommunityの定義をめぐって整理した時のように、各研究における定義上の「共通点」を見つけ出してもあまり生産的な議論にはならない。それどころか、Wolfensberger(1980)がNormalization概念について論じたときと同じように、「福祉コミュニティ」もその出発点についての十分な議論が行われないうちに、いわば「世間の手垢に塗れた」ものとなっていることが判明する。そのため、「福祉コミュニティ」をめぐる批判も十分な議論を引き起こすようなものとはなっていない。

こうした状況を踏まえ、数々の「前提」「仮定」にもとづいて形成された「岡村理論」と、その「地域社会」における実践手段としての「福祉コミュニティ」論の内在的課題の幾つかを明らかにすることで、福祉と地域社会とをめぐる議論を少しでも生産的なものへと向けること、それが本報告の目的である。

さて、岡村の「福祉コミュニティ」論は、(1)生活者一人ひとりという「個人」から出発し、社会との「主体的関係」から生じる「生活問題」解決という「社会福祉独自の視点」、(2)奥田道大らによる「社会学的地域類型」の批判的摂取、という理論的作業を踏まえたうえで、以下のように述べられている。

さて社会福祉は、かつての救済事業ではないとしても、しかしそれは本質的に住民の生活上の現実的および可能的困難を援助する制度的体系であるから、常にその関心は、生活上の不利条件をもつ老人、児童、心身障害児者、母子家庭、低所得者、反社会的行為者等、少数者集団のひとびとに向けられるのは当然である。これらのひとびとの生活上の要求は、地域社会の多数をしめる住民のための一般的サービスや環境条件の改善だけでは、充足しきれないものである。また一般的コミュニティにおいてみられる自然発生的な相互援助は、彼らをコミュニティの一員として受容し、支持するものではあっても、それによって何らかの特殊サービスとしての具体的な援助を期待するものではない。してみれば、これらの生活上の不利条件をもち、日常生活上の困難を現に持ち、または持つおそれのある個人や家族、さらにはこれらのひとびとの利益に同調し、代弁する個人や機関・団体が、共通の福祉関心を中心として特別なコミュニティ集団を形成する必然性をみとめることができよう。これをいま「福祉コミュニティ」とよぶならば、それは前述してきた「地域コミュニティ」の下位コミュニティとして存在し、両者のあいだに密接な協力関係のあることが望ましい(岡村、1974、p.69)

また、「福祉コミュニティ」は以下のような形態をとる。「まず第1には『福祉コミュニティ』の組織の中核をなすものは、サービス提供者としての社会福祉機関・団体ではなくて、むしろその反対に、現実的または可能的なサービス供給者ないしは対象者である。生活保護受給者、低所得階層、心身障害者、老人、児童、母子家庭、保護観察中の個人や家族、精神障害者、アルコール中毒者、難病患者等々、福祉や医療サービスの対象者」(同、p.70)が、福祉コミュニティの「第1の構成員」である。個人と各種社会制度からなる社会関係に着目し、その社会関係を個人の側から、つまり主体的側面からとらえ、そこで生じる不整合を当事者が自ら整序するための援助、それが岡村の社会福祉理念であるとするなら、生活問題をかかえた当事者がこのコミュニティの核となるのは当然である。

次いで、「以上のような生活困難の当事者と同じ立場に立つ同調者や利害を代弁する代弁者」(同、p.70)が第2の構成員となる。当事者と生活をともにする家族、友人、ボランティア、そしてケースワーカー・施設職員などがあげられるであろう。さらに「このような生活困難者に対して、各種のサービスを提供する機関・団体・施

設(同 p.70)が第三の構成員となる。当事者への専門的福祉サービスの長期的・継続的提供の場と考えることができるであろう。

さらに、既存の地域社会状況と、一面においては独立して成立する可能性を持ち、他方そうした社会状況に対して積極的にはたらきかけを行なうという要素が加わることで、福祉コミュニティの論理構造は完結する。単に変化を「認識」するのではなく、どのようにして変化を導くのかという「実践的要素」が、「社会福祉固有の視点」に含まれていると考えるなら当然である。この実践的要素が「福祉コミュニティの機能」であり、(1)対象者参加、(2)情報活動、(3)地域福祉計画の立案、(4)コミュニケーション、(5)社会福祉サービスの新設・運営、という五つにまとめることができる(岡村、1974, pp.88-101)。

直接利害関係のある福祉政策に「参加」するにとどまらず、そうした「政策立案」とそのための「調査活動」を行ない、また「対外的な広報活動」をすすめ、最終的に福祉コミュニティが「社会福祉サービスの運営主体」になること、これが「福祉コミュニティの機能」である。

このように、岡村「福祉コミュニティ」論の骨格を明らかにすることで、そこへの批判の根拠も明確になり、「生産的」な研究が可能となる。以下、岡村「福祉コミュニティ」論における内在的課題の幾つかを列挙しておきたい。

- (1) 地域社会や家族による伝統的な福祉的機能の弱体化を前提としていること。
- (2) 従来の福祉に関する専門家や専門機関が「当事者」を中心として再構成されることが求められていること。
- (3) インフォーマルな構造を持つ「福祉コミュニティ」とフォーマルな福祉制度との関係性の問題。
- (4) 岡村「福祉コミュニティ」の核となる「当事者」は単数型であり、複数の当事者から構成される「自助団体」を「福祉コミュニティ」として社会的に把握しようとする論理的に無理が生じる。
- (5) 「当事者」を中心とした「福祉コミュニティ」と「外社会」との紛争対立と課題解決の方向性が必ずしも明確とは言えない。

[文 献]

- Hillery, George A. Jr., 1955, "Definition of Community: Areas of Agreement," *Rural Sociology*, Vol. 20, pp. 111-123 (山口弘光訳, 「コミュニティの定義 - 合意の範囲をめぐって - 」, 鈴木広編, 『都市化の社会学』(増補版), 1978, 誠信書房, pp. 303-321)。
- 牧里毎次, 1994, 「自治型地域福祉を語る—住民の主体形成と地域福祉計画」, 『月間福祉』, 1994年6月号, 全国社会福祉協議会, pp. 78-83。
- 岡村重夫, 1974, 『地域福祉論』, 光生館。
- Wolfensberger, Wolf, 1980, "The Definition of Normalization: Update, Problems, Disagreements, and Misunderstandings," Robert J. Flynn and Kathleen E. Nitsch eds., *Normalization, Social Integration, and Community Services*, University Park Press, pp. 71-115。

社会的排除と包摂に関する社会意識

- 社会福祉政策に向けての人びとの価値基盤について -

小坂 啓史 (愛知学泉大学)

1. 研究目的と課題

近年ヨーロッパ諸国の研究者で注目されている「社会的排除 (social exclusion)」というタームは、存在そのものが社会の側から承認されにくく、そのため社会への帰属性を喪失してしまっているような人びと(「ホームレス」に代表されるような)の状態をさすものである。また、「排除」の社会学的概念については、具体的存在としての人間・地域・カテゴリーなどを、日常生活世界全体から外へおしだしてしまう行為・意識であり、その究極的な形としては、それらが「存在しない」ことにしてしまう機制をその周辺に日常的につくりあげたり、日常の言説に埋め込んでしまうこと(好井 1999: 805-807)といった説明がなされている。この定義に従えば、「排除」の究極的な形態が「社会的排除」であるとみることもできる。そして、そのような機制・言説が政策決定・実施側においても共有されている限り、福祉の対象としての承認がされにくい構造が成立しているといえる。差別・偏見が人びとの間に浸透しており、差別行為がなされているというだけでなく、排除が社会構造に組み込まれているという状況が存在することが、より問題視されるべきだとも考えられる。

このような排除の問題に対処する社会的な「包摂 (inclusion)」の方途については、ギデنزにおけるポジティブ・ウェルフェアの構想があげられる。これは労働倫理の向上を基軸として、福祉依存の状態にある人びとに対して政治的・市民としての権利・義務を保証し、人的資本への投資を進める「社会投資国家 (social investment state)」をめざすものとされる (Giddens 1998=1999: 186-197)。

以上のような社会的排除と包摂とが成立している(成立する)条件として、社会的排除と包摂に関する社会意識の状況があげられる。排除の方法としての「差別」には、差別意識・偏見の構造が関連すると考えられるが、社会的排除・包摂についても排除意識と包摂意識といったものの構造が考えられ、これを明らかにすることが重要であるだろう。しかしながら、こうしたことの政策的言及を行なっている研究は比較的多く存在するものの、それらの社会意識の構造について実証的に調査・分析した先行研究は少ないといえるだろう。そこで、本研究ではこれらについての現況の一端明らかにし、人びとのもつ社会福祉政策の志向性との関連性を考察していくことで、社会的排除への対処方法の一端を探るための、基礎的なデータ分析の試み・研究を行なっていくこととしたい。

2. 調査方法と概要

本報告に用いるデータは、東京都足立区・武蔵野市の両地域に居住する20歳以上60歳未満の男女1,500名で、標本の抽出は住民基本台帳からの2段階無作為抽出、調査方法は郵送調査法である。調査期間は2003年1月8日～23日である。最終的に調査対象者全体は、住所不明や対象者27名を除いて1,473名となり、うち有効回収数が352票(有効回収率23.9%)であった。分析に用いる主要な項目は、まず社会的排除に関するものとして、排除意識項目(公的な場面・公共的な場面・私的な場面の3状況で、各々に例としてあげられた人物への意識的態度を示す)、現代社会における差別に関する意識項目(社会的差別観)、そして排除と包摂に関する項目として、生活保護を受けてもよい・受けるべきでない人の選択項目とする。対象者の基本的データについては、男性が40.9%(144人)、女性が59.1%(208人)となっている。年齢階層では、20代が19.6%、30代が26.7%、40代が24.7%、50代が29.0%となっており、男性・女性ともに50代の回答者が最も多い結果となっている。

3. 分析のおもな結果と考察

分析結果については紙面の都合により、さしあたっておおまかな傾向について言及していくこととする。まず排除意識項目についてであるが、「排除」に力点を置くため(3段階)について問い、各項目(「ホームレス」「身体に障害をもつ人」「民族・国籍の異なる人」等)ごとの回答をスコア化(0～2点)した。それぞれの場面で11の人びとをあげているため、得点は0～22点の範囲内である。これを5点ごとに階層化し全体的な傾向をみると、「0～4点」が4割強、「5～9点」が35%強、「10～14点」が15～20%弱、「15点以上」が数%となっている。性別では、まず公的な場面(職業人として仕事をしているときの立場を想定して)では男性のスコアが高い傾向がみられ、公共的な場面(駅や道端などお互い見知らぬ同士の立場で)でも男性が

高い。しかし私的な場面（家族の一員や親しい人と関わる時の立場）では若干ではあるが逆に女性のほうが高い傾向がみられた。年齢階層でみると、公的な場面では高得点部分（10～14点）をみると年齢が高いほど高率で、公共的な場面でも同様の傾向である。私的な場面では高得点部分（10～14点）ではやはり50代が高率だが、30代もやや高い。

社会的差別観（どのような差別が根深く残っているか）については、全体的に「性別」と「人種・民族・国籍」とが3割弱の比率で、特に高いといえる。さらに排除・包摂項目としての、生活保護を受けてもよい・受けるべきでない人の項目で、まず全体的な傾向としては、最も高率なものが「身体能力のない貧しい人」で6割弱、次いで「働く意欲ある貧しい人」で2割弱、「働く場のない貧しい人」も2割弱と高率である。性別では、男性は女性と比較して、働きたくても働けない条件や意欲についてをより重視している傾向がみられ、女性は生活保護の受給対象としては、働くことの前提となる身体の状態についてをより重視している結果となった。年齢階層では、どの層でも受給対象については「身体能力のない貧しい人」が高く、20代では特にその傾向が色濃い。30代は働く意欲を重視し、40代、50代では働く場そのものの欠乏を重視する傾向がある。受けるべきでない人では、全体的には「働く意欲のない貧しい人」が最も高率で65%を超え、次いで「働く場のある貧しい人」（約15%）である。性別でもほぼおなじ傾向であるといえる。年齢階層では、排除の基準として、どの年齢層も働く意欲を重視していることには変わりはないが、20代と50代では意欲のなさにより重点をおき、30代と40代では働く場の存在により重点をおいているといえるだろう。

以上より、とくに最後の分析の結果に関して述べると、（生活保護に関して）包摂に値するとして価値をおく要素は、労働意欲と労働をめぐる（場の存在を含め）状況という、個人の主体的姿勢と働けない（やむを得ない）状況に関するものであるといえるだろう。これには「自立（あるいは自律）」と、先行き不透明な現代生活における「リスク」の重視が、背後にあると考えられうる。そうであるならば、本研究の結果は、市民が主体性をもってリスクを受けとめていくという構想をもつ、ギデنزによる「ポジティブ・ウェルフェア」の存立基盤的な社会意識を、実証的に示している結果であるとも考えられるかもしれない。（本研究は平成14年度社会福祉・医療事業団（長寿・子育て・障害者基金）福祉等基礎調査・委託研究『福祉意識と社会的公正に関する調査』（研究代表・坪羊一）に基づく。）

<文献>

- ・好井裕明,1999,「排除」庄司洋子・木下康仁・武川正吾・藤村正之編『福祉社会事典』弘文堂
- ・Giddens,A.,1998, *The Third Way : The Renewal of Social Democracy*, Polity Press (=1999, 佐和隆光訳『第三の道：効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社)

身体的不自由性にある高齢者の「主体の再構築」像

—媒介としての物的環境の射程—

猪熊 ひるか（東京大学大学院生）

1. 報告の概要

本報告は、身体的不自由性にある高齢者が行為の不可能性を補完するために物的環境を利用する例（60歳代の腰部骨折患者のAさんに対する聞き取り調査）をもとに、「主体の再構築」における新たなあり方——媒介として物的環境を用いた場合——の提示を行うことを試みる。

2. 研究の目的

現代社会における問題のひとつに、さらなる少子高齢化予測から想定される「超高齢化」に起因する問題が挙げられる。この問題が「問題」とされるようになった原因は、人口の中の高齢者の割合がかつてないほどに上昇することが定量的に予測されたことで、年金や医療保障（健康保険）などの世代間の助け合いという意味において、その前提条件が保障されなくなることが予想されたことにある。この文脈で、高齢者のケアの問題も少子高齢化から派生する問題のひとつとして考えられることとなった。高齢者の場合「要介護高齢者」という言葉が使用されるが、実質的にケアが必要な人は身体的な動作の不可能性（結果としての身体的不自由性）により日常生活を送ることができない状態にあり、高齢でない身体障害者と実質的に同じ状況にあると考えられる。このように、要介護状態にある高齢者への介護が問題とされる背景として一般になされている議論は、「少子化など家族そのものの縮小、離婚や非婚」、「あるいは家族成員の個人別化傾向などがあるという傾向」から、「家族間ケアの遂行困難」の問題が生じるという論の立て方である。この流れにおいて、要介護者の生活環境の物的な部分への着目は、ケアを行う人手の不足を補うものとして捉えられることとなる。これは、要介護者が物的環境の助けを得て動作を可能にすることを、生活環境の物的な部分への働きかけの目的であるとする議論である。

確かに、生活環境の物的な部分への働きかけの特性として、「支援が形として残ること」を挙げることができる。生活環境の物的な部分への働きかけに携わる専門職がその知識と技術をもって積極的に要介護状態にある高齢者の生活環境を整備することで、その結果として人の手によるケアの量的な需要が減少することになる。また、高齢者自身にとっても、行動という観点から見た要介護状態に変化が生じ、ある行動においては手助けを必要としない、もしくは手助けの量が減る場合が考えられる。このように、物的な生活環境を整備することは、一般に、身体的な自立の促進や介護者の介護負担の軽減という「効果」にある、とされている。さらに、それによって入院や入所を必要とする時期を遅らせたり、回避することにもなることも同様に「効果」として既に明らかにされている。しかしながら、その場に介護を行う他者がいなくともある一定の効果を期待できるという物的側面の特性的の中で、物的環境の助けを得ることと、要介護者本人の主体とのかかわりについては、これまでほとんど検討されていない。そこで本報告では、身体的不自由性を得た高齢者（要介護高齢者）と物的環境のかかわりについて、制度や秩序として社会に選択される前の段階の様態に着目する。

3. 「主体の再構築」の新たなあり方の存在

主体は、主体と身体の齟齬がどちらかの変性により現われてくる結果として、身体そのものに現われた問題を我がこととして甘受する。同じ文脈で、身体組織の欠損や衰えにより、主体は、身体組織の可動性そのものに対する喪失感と、身体的な動作の不自由性から生じる意思の実行不可能性から大きな苦しみを感ずることになると考えられる。

そこで身体的不自由性を伴う高齢者に目を向けると、身体的不自由性と高齢性という二重の桎梏の中にある、と理解されることとなる。その状態にある高齢者は、身体の変容に合わせ、思考や行動様式を変化させることを要求される。それらのあり方は、「受け止め型」と「自己変革型」として捉えることができる。「受け止め型」では、主体と身体の間隙に対し、それを見つめずに周辺に「合わせる」あり方が提示されるが、「自己変革型」への移行が推奨されている。「自己変革型」では、主体と身体の間隙に対し、変容した身体に合わせて主体を変革するあり方が提示される。身体の変容すなわち身体範囲の制限に対し「自己の変革」である「主体

の歩み寄り」を示すあり方においては、一般的に、経験豊富であること（長く生きてきたこと）は有利に働く。それを前提とすると、困難を克服し、「成長」してきたかどうか、また身体範囲の制限を乗り越えることができるかどうか、身体的不自由性を伴う高齢者にとっての論点となると理解される。この分類によれば、制限された身体範囲に対して主体が歩み寄らない場合には、主体と身体の間隙はそのまま留め置かれ、主体と身体の間隙をそのままにする「受け止め型」のひとつの様態として「あきらめ」が現われる。けれども、主体が歩み寄ることなく、なおかつ「あきらめない」場面が存在することが聞き取り調査によって明らかになった。

4. 物的環境とのかかわり

自分自身の身体的可能性の範囲内において目的とする行為の結果を得られない場面は、身体的不自由性にあるときしばしば見受けられる。しかしながら、偶然に身の周りに存在した「我が物」にできる物的環境の転用により、目的とする行為の結果を得ることができる場合がある。そのとき、直接的な行為の関係としては、物的環境が主体と身体を橋渡しする。そしてさらに、その行為をひき起こす要因として、他者との関係が影響を及ぼす。

主体と身体の間における間隙の出現により崩壊の危機に瀕した主体は、まず、身体が持つ、行為を行う範囲としての身体範囲を体現するものとして「身体」を捉えなおす。そして、身体範囲を代替するものとしての物的環境を捉え、その物的環境を「我が物」とする。意図を実現するために、「私の身体」の特質たる身体範囲を、物的環境にまで拡張することで、物的環境を「我が物」とすることが可能となるのである。物的環境が「我が物」となった瞬間、その意図をひき起こすきっかけとしての他者への配慮が、行為として実現する。そのことが、主体と身体の中に生じた間隙に一時の橋渡しをすることにつながり、橋渡しという様態の描いた軌跡は、その瞬間が過ぎ去ったあとであっても、ひとつの方向性を主体に示し続ける。

主体も身体もそのままに、どちらかに「合わせ」て変革することなく実現するこの場面において、主体が意図した「行為の実現」が生じる。身体的不自由性ゆえに主体から離れた身体との間隙を橋渡しすることが、「主体の再構築」の現われのひとつとして理解される。

以上を踏まえて、本報告では、60歳代の骨折による入院患者（Aさん）への聞き取り調査をもとに、身体範囲が極度に狭まった場合の、当事者の立場から見た物的環境との係わりの意味について、他者との関係性を通して考察する。

ヘルスケアの産業モデルの社会理論的視座

稲垣 伸子 (中京大学大学院)

1 はじめに

ここでヘルスケアの産業モデルとは、我国で2000年4月に施行された介護保険制度において在宅介護サービスを提供する複数企業・組織の集合の態様を意味する。筆者は産業モデルを主として産業・経済・経営の理論に基礎を置くマーケティングの概念として捉えるが、社会理論は同じ対象に社会学固有の分析視座を持つと考えられる。

尚、本研究で扱う社会化された介護は「福祉」と区別して語られることもあるが、対象となる利用者の要介護性を高齢関与性の障害とみなすと、社会的福祉の問題と切り離すことができないといえる。実際に本制度で企業は福祉的理念を持つ運営を求められ政策的指導の下に置かれている。

2 福祉の社会化：ヘルスケア企業の集合と協働

介護が家計内生産から転じて歴史的に新しく社会的に取引されるようになったことを契機に、本産業モデルが出現した。そこでは一般に無形の介護サービスの提供について、複数の企業・組織の協働がなされる。介護保険制度では居宅介護支援事業が、利用者ごとの保険給付管理及び個別サービスのマッチング等の仲介を行う。したがって、利用者ごとに構成され協働する企業・組織の集合が、この産業モデルの中の規範的なサブシステムとして捉えられうる。この協働は同一の会社または法人内の複数事業によるとは限らないために、このサブシステムに複数の経営母体と組織文化が混入する。また組織構成員は保健医療福祉の専門職を含むが、企業・組織としては経済モデルに制約された諸個人をも含むといえる(文献6)。

3 産業モデル分析の視角

3-1 組織間関係論

一般的な組織の組織間関係論について、山倉(1993)は先行研究のレビューを行った(文献5)。欧米で組織間関係分析の必要性について初めて論じたのは1961年レヴィン=ホワイトのコミュニティにおける保健福祉機関の研究(同8)であったとされている。資源の稀少性、資源保有機関の社会的交換、組織間における活動領域の合意の程度がキーコンセプトである。その後、多くの研究者によって資源依存、協同戦略、制度化の各パースペクティブが提示された。組織間関係の一つの流れはマーケティングにおけるチャネル・システム論である。複数企業・組織の相互作用の分析について役割、コンフリクト、パワーの概念を用いた(同2)。朴(2003)はネットワーク論として複数組織の関係について広範なレビューを行った。ミクロの視点の戦略的ネットワークとマクロの視点の相互行為的ネットワークとを区分し、社会理論がコミュニケーション的組織論を説明してきたことについて述べている(同4)。

3-2 組織論と経済学

ローリンソン(1997)は社会学的組織論と組織経済学の二つの流れについて論じた。その指摘によると、多くは認識論と存在論に基づいた理論的批判を通じて経験論的視点がとられる。組織理論家は、組織の構造や行動を文脈によって説明する状況依存的視座をとる。経済学が強調する効率と、社会学が強調する力のうち、いずれが組織の存在と形態を最もよく説明するかという問題をめぐる論争は、学問的、方法論的、そして政治的不一致の表現である(同9)。バレル&モルガン(1979)の、客観・主観と規制(安定)・根原的变化の2つの軸によるパラダイムの分類が参照されている。ほとんどは客観・安定の機能主義パラダイムの領域にあるが、解釈や変革を重視する立場もある。組織理論はあまりにも多く、矛盾した世界観を受け入れ、組織経済学はそれをあまりにも不十分に持つ(同7)。社会理論における主意主義の捉え方には本質的困難がある(同1)。マーケティングは機能主義のパラダイムを主軸に置くことが多い(同3)。

4 まとめ

本研究対象について、社会理論の立場自覚的な分析が可能であろう。それは動態的政策作用の問題を軽視するものではなく、補完しうるものである。その意義は、第一に組織間関係は効率基準と力基準によって規定される

ことを知りうることである。力の基準によると諸関係は権威、信頼と協調に依存する不安定な社会的連結関係とみられる。制度的環境は相対的効率、収益性を決定する。第二に組織の自律性と環境規定性が状況により識別されうる。とりわけ本産業で便益を生産する専門職技能は、規制を基礎づける存在論的仮定より認知的接近に依拠する。第三に制度の支配的な状態を維持するために、必要、欲求、価値観の合意、ついで効率の合意が先立つとされるが、以上の諸視角の提示はこの合意の在り様への我々の理解を助けるであろう。

本産業のサービス提供のマネジメントと複数企業・組織の相互作用について、社会理論の知見が与える示唆は大きいと考えている。

文献

1. 霜野壽亮「権力概念の理論的規定をめざして：＜主意主義＞的視点からの予備的考察」『（慶応義塾大学）法学研究』61（1）131-154、1988
2. 高橋秀雄『マーケティング・チャネル管理論』税務経理協会、1995
3. 根来龍之・小川佐千代『製薬・医療産業の未来戦略：新たなビジネスモデルの探求』東洋経済新報社、2001
4. 朴容寛『ネットワーク組織論』ミネルヴァ書房（ミネルヴァ社会学叢書）2003
5. 山倉健嗣『組織間関係：企業間ネットワークの変革にむけて』有斐閣、1993
6. 拙稿2002.11、2003.11、2004.2
7. Burrell, Gibson and Gareth Morgan, *Sociological Paradigms and Organisational Analysis*, 1979（バーレル・モーガン（鎌田ほか訳）『バーレル・モーガン組織理論のパラダイム：機能主義の分析枠組み』千倉書房、1986）
8. Levine, S. and P. White, Exchange as a Conceptual Framework for the Study of Interorganizational Relationships, *Administrative Science Quarterly*, 5, 1961
9. Rowlinson, Michael, *Organizations and Institutions: Perspectives in Economics and Sociology*, Macmillan Publishers, 1997（マイケル・ローリンソン（水口雅夫訳）『組織と制度の経済学：ゲーム的進化論から多国籍企業まで』文真堂、2001）
10. Scott, W.R., *Institutions and Organizations*, Thousand Oaks, 1995（W.リチャード・スコット（河野・板橋訳）『制度と組織』税務経理協会、1998）

以上

自由報告・第4部会

日時：6月27日（日）09:30～12:10

会場：法文1号館315教室

司会：高野 和良（山口県立大学）

- 1．近年の生活保護受給者増加傾向に関する比較分析
——世帯類型の時系列的変化に着目して

小淵 高志（明星大学）

- 2．生活保護と三つの「社会福祉」
——自立支援、予防、地域への参加・統合

菊地 英明（国立社会保障・人口問題研究所）

- 3．介護保険導入によって変わる介護手当の実態調査研究
——地方単独事業介護手当の変遷より

○菊地 いづみ（お茶の水女子大学）

- 4．支援費制度の「財源問題」
——サービス利用過程モデルにおける必要と割当の調整メカニズム

岡部 耕典（東京都立大学）

近年の生活保護受給者増加傾向に関する比較分析

—世帯類型の時系列的変化に着目して—

小淵 高志 (明星大学)

1. 生活保護の現状と国民生活

近年において被保護世帯は着実に増加しており、平成 14 年度に生活保護を受けた世帯（月平均）は、87 万世帯を超えて過去最多を更新した。受給理由の内訳を見ると、リストラなどにもなう失業や収入減少、貯金の減少などが増えている。生活保護の被保護世帯は、昭和 59 年度の 78 万 9602 世帯をピークとしてその後減少したが、平成 4 年度の 58 万 5972 世帯を境に増加へと転じ、その後は右肩上がり形で推移を続け平成 13 年度に 80 万 5169 世帯と、初めて 80 万世帯を突破した。そして、平成 14 年度の被保護世帯数は、それまでの過去最多だった前年度から 6 万 5762 世帯増加して 87 万 931 世帯となった。

2. 各被保護世帯における保護率の推移

表 1 は、昭和 50 年度を基準に、世帯類型ごとの被保護世帯数の推移を指数化したものである。まず、昭和の推移から見ていこう。世帯全体では、昭和 59 年度の 111.8 ポイントをピークとして、その後は平成 5 年度まで減少が続いた。同じく被保護母子世帯（164.2 ポイント）、被保護傷病・障害者世帯（110.2 ポイント）、その他の被保護世帯（82.8 ポイント）も、昭和 59 年度前後をピークとして、その後は減少が続いてきた。ところが、平成 8 年度前後からは、すべての世帯類型における被保護世帯数が増加する傾向にある。とくに、近年の構成においては被保護高齢者世帯の著しい増加が目立つ。被保護高齢者世帯は昭和 60 年度のピーク（110.0 ポイント）以降も指数は 100 ポイント台のままで高止まり傾向が続いたあと、平成 6 年度からは再び増加に転じた。そして、近年では飛躍的な増加の勢いが見られ、平成 14 年度は 182.1 ポイントと、昭和 50 年度の倍に近い。また、被保護高齢者世帯以外の被保護世帯に目を向けてみると、昭和 60 年度あたりから減少が続いてきたが、平成 9 年度前後から再び増加が始まった。そして、5 年後の平成 14 年度までの被保護高齢者世帯以外の被保護世帯の数値を見ると、昭和 50 年度なみの水準に戻りつつあることがわかる。そのため、すべての世帯類型の被保護世帯が増加していることが、近年の推移の特徴であるといえる。

表 1 指数化した類型別被保護世帯数の推移

	指数（昭和50年度=100）						
	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯	
昭和40年度	85.9	62.7	118.4		55.2		226.2
45	89.3	89.3	92.5		70.0		155.4
50	100.0	100.0	100.0		100.0		100.0
53	104.6	100.5	123.8		106.3		93.2
54	105.4	101.6	130.3		106.3		91.8
55	105.7	101.9	136.2		106.3		89.1
56	107.1	103.1	142.6		107.6		87.4
57	109.0	105.2	151.2		109.1		85.6
58	110.7	107.2	158.3		110.3		84.2
59	111.8	109.4	164.2		110.2		82.8
60	110.5	110.0	162.3		108.2		80.0
63	96.4	105.8	130.0		91.4		65.4
平成元年度	92.7	105.5	117.4		87.6		60.8
3	85.1	105.0	91.9		79.4		51.4
5	83.0	108.8	77.9		76.7		46.6
6	84.3	112.3	76.3		77.6		46.5
7	85.3	114.9	74.6		78.4		45.8
8	86.9	119.4	73.6		78.9		45.6
9	89.5	125.4	74.4		80.2		46.7
10	94.0	133.2	77.6		83.0		50.0
11	99.8	142.8	83.2	64.4	21.9		55.2
12	106.4	154.2	89.9	66.4	23.7		60.8
13	114.2	167.3	97.5		94.1		68.1
14	123.6	182.1	107.0		99.0		79.7

資料：生活保護の動向調査委員会編纂「生活保護の動向」平成14年版。報道資料：大臣官房統計情報部（平成15年9月11日発表）、平成14年度「社会福祉行政業務報告」の概要。
注：福祉行政報告例（昭和45年）以前は被保護者全国一斉調査（個別）。平成13・14年度の各数値は、厚生労働省発表の報道資料から算出。

3. 各被保護世帯別受給期間の推移

まず、被保護高齢者世帯の特徴は、受給期間が「10年以上」という長期の被保護高齢者世帯の持続的な増加とともに、近年では受給期間が「6ヶ月未満」や「6ヶ月～1年未満」という短期の被保護高齢者世帯も急増していることである(表2)。そして、被保護母子世帯の特徴は、昭和42年度から昭和60年度ごろの推移においては、受給期間が短期から中期の被保護母子世帯の増加が目立っていたが、近年ではどの受給期間にもかかわらず被保護母子世帯が増加するという推移をたどることである。さらに、受給期間が早くから長期にわたっている被保護世帯が多かった被保護傷病・障害者世帯も、近年においては受給期間が長期の被保護傷病・障害者世帯がわずかに減る傾向が見られる一方で、短期から中期の被保護傷病・障害者世帯が持続的に増加していくことで、被保護傷病・障害者世帯の全体数が増加しつづけていることが特徴となっている。

5. 受給期間の長期化と保護の開始・廃止世帯の滞留

保護が開始される世帯よりも廃止される世帯が少ない場合、そこには参入と退出の点で滞留が起きていると考えられる。実際、開始世帯数と廃止世帯数との差は、どの世帯類型においても年度を追うごとにマイナスからプラスへと転じている。そこには、時系列的に負から正への線形関係が成立しているといえる。そのため、分析においては増加する連続データとして扱うことができる。この開始世帯と廃止世帯との差を、昭和から平成における増加の変化へと導いたことに、もっとも寄与した受給期間はどれなのかという視点で分析を行った。推計に用いた統計手法は最小2乗法による重回帰分析で、変数の投入に際してはステップワイズ法を採用した。そのため、出力される分析結果は有意な変数のみとなる。被説明変数として投入したのは、各被保護世帯における保護の開始世帯と廃止世帯との実数差である。そして、説明変数は、各被保護世帯におけるそれぞれの6つ受給期間であり、これも実数で投入した。投入したケース数は、各変数とも昭和61年度から平成13年度までの16ケース(16カ年)である。

6. まとめ

流動性と滞留化傾向という視点から世帯類型おのおのの特徴を確認することができた(表3)。流動性が大きいのがその他の被保護世帯と被保護母子世帯であった。流動性の大きさも認められるものの、同時に一定数の変動しない固定層も確認できたのが、被保護傷病・障害者世帯であった。そして、被保護高齢者世帯では保護受給の滞留化傾向を認めることができ、それは受給期間の長期化した被保護高齢者世帯においてより顕著であるということが明らかになった。このように、各被保護世帯の開始世帯と廃止世帯の状況と各被保護世帯の6つの受給期間との関連を調べることによって、被保護世帯それぞれの受給状況の特徴を知ることができた。

表2 各被保護世帯類型の受給期間別世帯数の推移

		指数(昭和51年度=100)						
		総数	6か月未満	6か月～1年	1年～3年	3年～5年	5年～10年	10年以上
被保護高齢者世帯	昭和35年	53.6	132.9	64.9	50.3	43.0	48.7	
	45	85.7	263.2	123.0	81.1	82.0	84.1	51.4
	46	86.2	263.9	136.0	79.2	79.0	84.0	54.3
	51	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	56	104.7	150.9	96.9	72.3	83.2	107.3	125.7
	57	104.5	158.6	95.9	72.1	82.0	102.3	130.5
	59	108.6	123.3	94.9	75.5	81.7	106.3	143.8
	60	107.3	106.8	83.9	71.9	85.4	103.2	147.1
	61	108.2	96.1	85.9	69.8	85.1	104.5	152.0
	平成元年	103.8	79.6	67.2	54.4	76.2	106.7	159.1
	5	106.2	93.0	67.0	48.3	58.9	99.9	192.0
	6	110.0	96.9	77.8	54.2	57.6	97.0	202.9
	7	109.9	100.7	84.9	59.0	55.5	89.9	205.0
	8	113.6	111.0	89.9	64.4	63.0	84.5	212.5
被保護母子世帯	昭和35年	114.5	147.6	84.0	107.7	117.5	124.6	
	42	190.9	228.0	129.6	167.5	217.5	220.2	212.4
	45	97.6	133.5	72.7	85.6	103.6	118.3	84.7
	48	95.1	144.4	80.7	87.2	89.3	101.8	93.9
	51	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	53	118.7	235.7	113.0	115.7	105.2	104.1	86.6
	57	146.1	245.6	134.8	144.4	149.4	131.5	100.8
	60	164.9	165.4	141.2	180.2	185.6	159.2	118.0
	61	153.4	135.3	110.5	162.2	191.2	162.2	109.0
	63	131.2	94.3	77.4	116.6	166.9	178.5	121.2
	平成元年	118.1	80.4	72.8	96.8	142.1	178.4	113.9
	5	79.3	61.9	52.0	57.0	73.8	123.0	128.0
	7	75.1	59.7	46.6	66.7	63.9	98.5	131.1
	9	73.1	64.0	53.8	62.8	79.0	76.6	128.4
被保護傷病・障害者世帯	昭和42年	68.2	136.8	95.1	71.5	73.2	64.7	39.2
	46	92.4	169.6	120.2	83.4	91.4	103.6	69.4
	51	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	53	101.8	178.2	123.5	90.9	99.4	97.8	102.8
	57	109.5	157.5	127.0	93.4	106.8	115.2	121.3
	59	112.2	122.7	125.7	99.6	107.3	123.5	131.0
	62	97.1	95.7	99.2	78.8	100.8	111.1	120.2
	平成元年	88.6	75.3	81.3	65.9	86.5	110.4	120.7
	4	75.0	64.9	63.8	47.8	62.9	93.1	123.0
	6	76.9	72.6	78.9	54.1	57.7	83.3	130.3
	7	80.8	73.7	77.5	62.5	61.3	82.1	137.6
	9	83.9	77.4	87.1	66.9	76.3	74.7	138.2
	11	88.8	92.2	102.8	77.4	80.7	79.3	129.4
	13	97.4	94.6	107.7	94.0	96.6	91.0	123.0

資料：被保護者全国一斉調査(国別調査、世帯・生活保護の動向調査)厚生労働省 生活保護の動向、平成14年度。
注：指数は上記資料より筆者が算出。分析においてはすべての年度を対象としているが、図表圧縮のため報告で触れられる特徴的な年度を中心に表を作成した。とにより、掲載年度が世帯ごとに異なっている。

表3 保護受給の流動性と受給期間との関連性(重回帰分析)

	説明変数	標準化 回帰係数	Tスコア	有意調整済み 水準 R2乗
被保護高齢者世帯	10年以上	0.665	7.013	***
	6ヶ月未満	0.354	3.739	***
被保護母子世帯	5年～10年未満	-0.838	-12.358	***
	10年以上	-0.394	-5.182	***
被保護傷病・障害者世帯	5年～10年未満	-0.646	-3.526	***
	6ヶ月未満	0.536	2.926	***
その他の被保護世帯	6ヶ月～1年未満	0.744	6.905	***
	3年～5年未満	-1.070	-9.931	***

被説明変数 = 開始世帯と廃止世帯との差(変数の投入はステップワイズ法による)

***: $p < 0.01$ **: $p < 0.05$ *: $p < 0.10$

生活保護と三つの「社会福祉」

- 自立支援、予防、地域への参加・統合 -

菊地 英明 (国立社会保障・人口問題研究所)

(1)問題の所在

近年、財政的限界や原理的限界（依存等）の指摘を踏まえて、公的扶助改革が各国で実施・検討されている。これは、受給要件の厳格化などを内容とするため、選別主義の強化であると考えられている。その一方でこの流れと並行して、「社会的排除」(social exclusion)概念も各国で注目されている。反排除政策は、就労を直接目的とするものと、(広義の)社会参加を目的とするものとに大別されるが、前者の場合、将来の貧困予備軍（安定雇用には就けない可能性の高い者）である若年層への予防的介入が重視される（例えば英国の Social Exclusion Unit では、公教育からのドロップアウト、10代の妊娠、等のテーマが設定された）。ここから、逆に「社会福祉の普遍化」の流れを見て取ることも可能である。

「予防」(prevention)を目的とした社会福祉の普遍化は、20世紀初めの救貧法改革での主要な論点でもあった。具体的に言えば、ウェット夫妻の少数派報告は、生活基盤（主に安定雇用）を喪失して初めて、公的施策（この場合救貧法）が発動する構造を問題にしている。我が国では公的扶助（生活保護）受給者の大半が高齢者・障害者であり、また、正規雇用の慣行が揺らぎ、防貧対策である社会保険への拠出にも影響が出つつある中で、この指摘はやっとな切実なものとして受容されつつある。

では、このような盲点はいかなる過程で生じたのか。本報告は、生活保護の周辺での「社会福祉」言説の変遷に注目しつつ、その問いに暫定的な解答を与える試みである。

(2)三つの「社会福祉」 - 自立支援、予防、地域への参加・統合 -

日本における「社会福祉」とは、戦後にGHQの指令により制定された憲法を背景とする、いかようにも解釈可能な抽象的な理念(社会の Welfare, Well-Being)に過ぎない。それを具体的な制度・政策に翻訳するための意味付与のポリティクスが展開されてきた。

(i)昭和20年代：「社会福祉」とは、生活保護受給者への自立支援（自立助長）＝就労支援である

GHQの指令により、旧軍人層の優遇禁止を本来の目的とする「無差別平等」原理のもとで制定された生活保護法は、経済的に困窮する稼働能力保有者・多くは戦争犠牲者・も保護対象とした。しかし、1950年の改正時には、その稼働能力者対策に苦慮した様子が見え隠れする。具体的には、稼働能力者の新規流入の抑制・保護の補足性の原理（第4条＝保護受給に先立ち、稼働能力等の活用を求むる）と、既存の受給者の退出の促進を図る条項である。特に後者の場合、「受給者の自立助長（新法第1条）が『社会福祉』である」との言明を、「社会福祉の増進」（旧法第1条）という文言のみならず、審議過程や関係する行政官の記録の中で頻りに目につくことができる。

それは児童福祉法・身体障害者福祉法の制定過程においても同様で、もともと生活保護の対象であった特別なニードを抱える困窮者の社会福祉＝「自立助長」（ないしは更生）の促進が目的とされた。

(ii)昭和30年代：「社会福祉」とは、生活基盤（特に雇用）の喪失への予防である

社会保障制度審議会1950年勧告(社会保障制度に関する勧告)にも、「予防」施策（居住保障、公的融資制度等が列挙された）の萌芽はあったが、同1962年勧告（社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告）でそれが具体化された。これは、低所得階層（ボーダーライン層）が雇用を喪失して保護階層に転落するのを直接的に防止する施策を「社会福祉」と定義している。

(iii)昭和40年代後半～：「社会福祉」とは、高齢者・障害者の地域への参加・統合である

1970年代に入ると、高齢者・障害者の地域への参加・統合を進める施策が講じられたが、それを支えたのがコミュニティケア・ノーマライゼーションなどを含む、「地域福祉」（地域＋社会福祉）概念であった。これと並行して、生活保護を自立支援（自立助長）機能のないカテゴリ別の経済給付へと解体し（「生活保護解体論」）、生活保護実務中心とする従来の福祉事務所を、地域福祉を視野に入れた専門的ケースワーク機能に特化した福祉センターへと再編する構想が発表された（「福祉事務所の将来はいかにあるべきか - 昭和60年を目標とする福祉センター構想」）が、頓

挫し、生活保護の基本構造は維持されている。

(3)見失われた視点の検討

(i)生活保護の外側にいる困窮する稼働能力保有者の問題

「社会福祉＝保護受給者の自立（就労）支援」という構図は、受給者の相当数を戦争犠牲者が占める制度設計時の状況が背景にあった。しかし、その状況が解消されると、その可能性の少ない者（主に高齢者・重度障害者）に自立助長を説く矛盾に陥りかねない。一方、保護受給者への「サービス」の是非（その内容には自立支援も含まれる）が論じられたが（「公的扶助サービス論争」「仲村・岸論争」）、補足性原理により稼働能力保有者の新規流入が抑制される中では、保護外部での自立支援が顧みられなくなる結果を招いた。近年、ホームレス問題が顕在化した後になってから、やっと保護外部での自立支援システムが構築が議論されることになった。

(ii)消えた「予防」の議論

社会福祉事業法の制定時には、「社会福祉」を社会事業と差別化するために、「貧困の状態に陥ることを防止する」施策である、とのロジックが駆使されたという（木村忠二郎『社会福祉事業法の解説』）。その後、ボーダーライン層に保護を機械的に適用することが、財政及び労働倫理上問題視されたことを背景に、「予防」をうたって社会福祉を普遍化する動きがあったが、施策は世帯更正資金（現在の生活福祉資金貸付制度。民生委員主導の世帯更生運動を背景とする）などに限定された。その後は高度成長や社会保険の整備などを背景に、この意味で「社会福祉」が用いられることは少なくなった。むしろ、生活保護の場面では、一般勤労者世帯の生活水準と比較して、稼働被保護世帯の保護基準を低く保つ、心理的な流入「予防」－劣等処遇の現代版－が論じられることの方が多かった。

(iii)労働市場との結びつきについて語ることの少ない地域福祉論

地域福祉論には、普遍的な「予防的社会福祉」を重視するもの（岡村重夫『地域福祉論』）があった。しかし、「地域福祉」の名のもとに実際に講じられた施策は、高齢者・障害者の（広義の）社会参加・統合に偏っていた。この意味で、「社会福祉」は、再び労働市場との結びつきを弱め、事後的に介入するものに傾斜することになった。近年の地域福祉論（右田紀久恵編著『地域福祉総合化への途』等）で、若年層に対する教育、家族等の支援が目配りされ始めているのは、反省を踏まえてのことかも知れない。

(4)暫定的な結論

戦後、それ自体は誰一人文句のつけようのない抽象的な「社会福祉」の理念のもとに、論理や次元を全く異にする制度・政策が場当たりに展開されてきた。我が国で生活保護の改革が語られる時、最低生活の水準（保護基準）に話が向かいがちだが、誤解を恐れずに言えば、我々が通常抱えている、「社会福祉」を残余的なものとする（時にムダなものとする）見方は、社会的に構築されたものである。かつて論じられていた、より社会福祉の普遍化と関連した積極的な予防の視点や、自立支援と生活保護との関係についても今以上に目を向ける必要があるだろう。本稿から言えることは、現在問題にされているのが、誰にとっても、どのような「福祉」なのか、そしてあることが問題にされることによって、何が盲点になっているのかを、今一度冷静に問い直す必要がある、ということに尽きるだろう。

介護保険導入によって変わる介護手当の実態調査研究

- 地方単独事業介護手当の変遷より -

菊池 いづみ（お茶の水女子大学大学院生）

1. 日本の介護手当の概況

はじめに、本研究における介護手当とは、「高齢者などが、病気や事故等の原因で寝たきりの状態や痴呆症状になって在宅で介護を受ける場合に、要介護者本人が家族に対して行政機関から支給される現金」をいう（増田、2003:162）。

きわめて対象者が限定的であることからその意義を問われている家族介護慰労金は、介護保険制度開始を目前にした1999年11月に、新制度の円滑な導入を目的とする家族介護支援特別対策の一環として市町村のメニュー事業のなかで2001年度からの実施が決定された。これまで日本においては自治体による地方単独事業として支給される介護手当が存在するだけであったから、家族介護慰労金の創設は、国の補助事業による初めての介護手当の創設となった。

一方、介護保険制度創設時にその是非をめぐって論争が繰り広げられ、最終的に制度化の見送られた家族介護に対する現金給付は、介護サービスの基盤整備の進捗状況をみながら、2005年の制度全体の見直しにおける検討課題のひとつとなっている。

こうした状況変化のなかにあって、現在、都道府県レベルで実施されてきた介護手当の多くは、介護保険制度導入を契機としてその存在意義を失い、廃止の一端を辿っている。

	2000年度介護 保険制度導入	2001年度	2005年度介護 保険制度見直し
地方自治体 単独事業		国の補助事業 「家族介護慰労金」	社会保険による 現金給付？

【日本の介護手当】

2. 研究の目的

本研究では、介護保険制度の導入によって、地方単独事業として実施されてきた介護手当が廃止に至る経過を明らかにし、その要因を検証する。一方、多くの自治体で廃止するなか、介護手当を継続する自治体も存在しており、そうした自治体にとっての地方単独事業としての介護手当の意義を考える。そのうえで、介護保険制度導入以降、これからの日本の介護手当に求められるべき課題を探る。

3. 研究の方法

本研究は、47都道府県の介護手当の担当者（健康福祉部など的高齢者福祉の担当者）宛に、以下のとおり、2003年4月から6月にかけて実施した郵送法および電話でのヒアリングによる調査をもとに分析検討を行った。郵送法による調査は、都道府県が地方単独事業として支給してきた高齢者福祉手当としての介護手当の実態を明らかにするために、介護手当支給事業の要綱、事業実績データ、事業の変遷情報などの資料を収集することを目的とし、特に、介護保険制度の導入によって事業の廃止に至った場合、もしくは廃止を検討している場合には、経過措置期間に関する情報、廃止に至る経緯を示す資料を収集することに努めた。また、回収後、詳細確認及びデータの水準を揃えるために電話による聴き取り調査を行った。なお、未回収分については督促のうえ、47都道府県全ての回答を得た。

4. 結果

介護手当を現在実施している、もしくはかつて実施したことのある都道府県は47都道府県のうち約半数の23都道府県である。創設年度をみると、大阪府の「福祉見舞金」が1970年と最も早い。東京都では、2年後の72

年に「老人福祉手当」を創設している。両者の支給対象者はともに高齢者本人である。また同じ年に、神奈川県では、ねたきり老人の家族見舞金として介護者を支給対象者とする事業を開始している。介護者に対するはじめての手当といえることができる。

2003年度現在介護手当を実施している都道府県は群馬、富山、石川、山梨、兵庫、愛媛の6県だけとなった。廃止してしまった17都道府県の廃止の時期をみると、大阪と沖縄を除く15の都道府県が介護保険制度導入の2000年4月を契機としている。廃止にあたって自治体では、激変緩和の対策として(1)所得要件を設ける、(2)介護保険サービスを利用した場合対象から除外する、(3)家族介護慰労事業の対象者を除外する、(4)新規認定せず支給額を減額する、(5)クーポンを交付するといった対象者の限定や支給金額の減額など、結果として事業規模縮小となる経過措置を講じている。

廃止の理由は、家族介護慰労事業の創設、基盤整備の充実、介護保険制度の理念に関するものに大別できる。また、介護保険制度導入以降も継続している自治体では、(1)介護の社会化を地域社会の活性化と捉えた時の自治体の役割の重要性、(2)家族介護慰労金の対象からはずれる介護者に対する支給、(3)消費税導入時に低所得者の高齢者を対象として創設した経緯から所得再分配機能を目的とするなど、単独事業としての介護手当の役割をあげている。

5. 考察および今後の課題

1970年代のはじめにねたきり高齢者を対象として創設され、その後80年代後半から痴呆性高齢者を対象に加え、少額ながらも支給金額の増額を図り、90年代のはじめに一応の体制を整えた都道府県単独事業介護手当は、介護保険制度の導入によって廃止の一途を辿っている。その額が少額なるがゆえにばらまき福祉との批判を浴びながら、介護者もしくは要介護者を慰謝、激励する目的で支給されてきた単独事業としての介護手当は役割を終えつつある。それは、福祉政策の転換期に、措置制度下で始められた一時代を象徴する地方自治体の独自事業が見直しを迫られたのであり、その変化を促した要因は、介護の社会化による介護理念の転換と家族介護慰労金の創設であるといえるだろう。

また、地方分権を推進している今日、国の補助事業による一元化という時代の流れとは逆行する状況が生まれた背景には、家族介護に対する現金給付の是非をめぐる論争が象徴するように、日本における家族介護に対する評価のあり方の不明確さを指摘できる。

福祉対策の一環としての介護手当から、今後は、社会保険制度のもとで家族介護の評価をいかにすべきかの観点より、介護手当のあり方を検討して行くことが求められているといえよう。

【引用文献】増田雅暢、2003、『介護保険見直しの争点 - 政策過程からみえる今後の課題 - 』法律文化社。

¹ 家族介護慰労事業（要介護4または5に相当する市町村民税非課税世帯の高齢者を介護する家族に、過去1年間、1週間程度のショートステイの利用を除き、介護保険サービスを利用しなかった場合、年額10万円までの金品を贈呈するもので、国はこれに要する経費を助成する）において支給される現金。

支援費制度の「財源問題」

サービス利用過程モデルにおける必要と割当の調整メカニズム

岡部 耕典（東京都立大学大学院）

はじめに

近年の政策動向として、措置制度に代表される行政手続モデルから、介護保険制度や支援費制度のようなサービス利用過程モデル（小林 2002）への移行がある。それは、従来の措置制度に代表される行政手続モデルと異なり、税や社会保険のような公的な資金を財源としながらも、基本的には利用者自身が、擬似市場(quasi-market)における福祉サービスの消費者(consumer)として、個人の主体的な福祉サービスの選択と利用を行うことが前提となる制度である。

このような制度の主たる役割は、サービス費用の供給である。したがって、制度からの割当による供給と利用者の必要の調整、すなわち、必要な給付費用の確保及び利用者に対する給付調整が、制度の成否の鍵を握るといえる。

2003年に開始した支援費制度が、その制度開始直前に直面することとなった、いわゆる「ヘルパー基準額（上限枠）設定問題」（岡部 2004）とは、このような支援費制度における割当と必要の調整メカニズムの不具合に起因するものであり、そのことを、支援費制度の抱える「財源問題」として、異なる財源システムをもつ介護保険制度に統合しようとする動きが急である。

しかし、制度の対象も規模も歴史的経緯も異なるふたつの制度の統合が果たして可能であり、また、それは、支援費制度の利用者が求める「財源問題」の解決となるのであろうか。

本報告では、支援費制度における利用者の必要と制度からの割当の調整メカニズムを分析し、介護保険制度との比較をおこなう。この作業を通じて、支援費制度における「財源問題」解決のための課題を整理し、統合の是非及びサービス費用供給制度における受給者本位について論じる。

サービス利用過程モデルにおける必要と割当の調整メカニズム

ミクロの次元で求められる必要と割当の調整メカニズム

- ・ 給付を根拠づけるための必要の社会的構築
- ・ 行政と対等な力関係のない利用者の受給支援（アドボカシー）

マクロの次元で求められる必要と割当の調整メカニズム

- ・ 必要量の調整と計画（予算化）
- ・ 必要量の変動に対する調整（地域／時間軸）

介護保険制度と支援費制度の相違点

介護保険制度

- ・ 対象が広い（財政規模が大きい） ← 「普遍的」システム
- ・ 少子高齢化の急速な進展に対応した新システムの創造
- ・ 医療制度と家族の介護機能の補完システムの創設

支援費制度

- ・ 対象が狭い（財政規模が小さい） ← 「選別的」システム
- ・ 既存の障害福祉システムの利用制度化（バージョンアップ）
- ・ 障害者の自律を通じ自立を目指すシステム改革

介護保険制度の給付システム

- ・ サービス決定より先に受給できるサービス費用の総量が決まる
- ・ サービス費用の受給量には上限がある
- ・ 給付抑制メカニズムとしての応益負担がある

- ・ 給付判定システムは、抽象的・要介護度・第三者型
- ・ 国庫負担の担保が、完全に行われ、財源の地域/時間軸調整のしくみが、ビルトインされている

支援費制度の給付システム

- ・ あらかじめ希望するサービス種別を決めて、受給したいサービス費用の申請を行う
- ・ サービス費用の受給量には、上限は設定されていない
- ・ 必要原理に基づく応能負担となっている
- ・ 給付判定システムは、具体的・生活支援の必要度・利用者参加型
- ・ 国庫の負担は、部分的（施設訓練等支援費のみ）にしか担保されず、財源の地域/時間軸調整は、行政裁量に委ねられる

支援費制度の財源問題

システムの財源（マクロの財源問題）

利用者への給付（ミクロの財源問題）

財源問題の論点

- | | |
|----|--------------------------|
| 論点 | 国庫負担の割合と負担主体の妥当性 |
| 論点 | 利用量変動のための調整機構の必要性 |
| 論点 | 地域サービス推進に対する国の責任を担保するしくみ |

支援費制度の改革に求められるプロセス

現行制度の3年間の継続

- ・ データの蓄積
- ・ 利用量の落ち着き
- ・ 施設サービス費から地域サービス費への計画的な予算移動

蓄積したデータの分析と制度改革案の作成

- ・ マクロ（財源）の対策 財源調整・安定化システム
- ・ ミクロ（利用制度）の対策 受給支援システム

当面の財源確保について

制度開始から1年未満のシステム財源問題は、制度設計を行った行政側の責任で解決すべき

供給者本位から受給者本位へ

割当原理に基づく財務省に対し、厚生労働省やその審議会・委員会等の機能の確認
 制度の運営や施策の実施に対する「サービス利用主体」のイニシアティブの強化

【参考文献】

小林良二（2002）「戦後社会福祉の政策展開と展望（二）」三浦文夫・高橋弘士・田端光美他編『戦後社会福祉の総括と二十一世紀への展望 政策と制度』ドメス出版
 岡部耕典（2004）「支援費支給制度における『給付』をめぐる一考察 —「ヘルパー基準額（上限枠）設定問題を手がかりに—」『社会政策研究 第4号』東信堂

福祉社会学会第2回大会報告予稿集

2004年6月26日発行

発行所 福祉社会学会

事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学文学部社会学研究室(武川) 気付

e-mail:ws@l.u-tokyo.ac.jp
